

今後の学校におけるキャリア教育・
職業教育の在り方について
(審議経過報告)

平成21年7月30日

中央教育審議会

キャリア教育・職業教育特別部会

目次

(1) 審議経過報告

○ 審議経過報告

はじめに	1
I 現状と課題	2
1. 若者の現状と課題	2
2. 経済・社会の現状と課題	4
3. 学校の現状と課題	5
4. 社会全体を通じた現状と課題	7
II 改革の基本的方向性	9
III 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方	12
1. 後期中等教育における学校制度の経緯とキャリア教育・職業教育の 課題	12
2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方	13
3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実と高等学校の在り方	14
4. 専修学校高等課程(高等専修学校)におけるキャリア教育・職業教育 の在り方	22
IV 高等教育における職業教育の在り方	24
1. 高等教育制度の経緯と職業教育の課題	24
2. 高等教育における職業教育の充実の方向性	25
3. 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に 特化した枠組みの整備	27
4. 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育の充実 のための方策	35

V 各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方	36
1. キャリア教育・職業教育の質の保証・向上	36
2. 中途退学者等への支援	38
3. 学校と産業界をはじめとする地域の連携、学校間や関係府省間等の連携	39
○審議経過報告参考資料	43
○審議経過報告の概要	103
(2) 参考資料	
① 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (諮問)(平成20年12月24日)	111
② 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (概要)	115
③ キャリア教育・職業教育特別部会委員名簿	116
④ キャリア教育・職業教育特別部会の審議経過について	117
⑤ キャリア教育・職業教育特別部会作業部会について	120

審議經過報告

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について 審議経過報告

はじめに

- 中央教育審議会では、平成20年12月に、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について文部科学大臣から諮問を受け、平成21年1月、総会直属の部会として、キャリア教育・職業教育特別部会を設置し、審議を開始した。
- 以来、当特別部会では、12回の会議を開催し、有識者、関係省等からの意見聴取や、委員同士の討議等により審議を行うとともに、8か所の学校現場等を訪問し、現地調査を行ってきた。さらに、制度的な課題等については、特別部会の下に作業部会を設け、7回の会議を開催し、調査・検討を進めてきた。
- このたび、審議開始より半年を迎えるに当たり、これまでの審議経過の概要を取りまとめ、中央教育審議会総会及び関係分科会に報告するとともに、広く公表することとした。今後、各界各層から幅広く御意見をいただき、それらを踏まえつつ、更に審議を進め、答申案をまとめることとしている。
- なお、当特別部会においては、まず、社会・職業への移行の最終段階である後期中等教育、高等教育段階に焦点を当てて検討を進めてきたため、今回の報告では、両段階におけるキャリア教育・職業教育の在り方を中心に整理を行った。
一方、後期中等教育、高等教育を経て、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行を果たすためには、義務教育段階から、将来の自立の基礎として、勤労観・職業観等を培っていくことが不可欠である。このような観点から、今後、小学校、中学校についても検討を深めるとともに、家庭との連携や、社会・職業への移行後の生涯にわたるキャリア形成支援等についても、併せて検討を行いたいと考えている。

I 現状と課題

改正教育基本法においては、職業との関連を重視することを教育の目標の一つとして新たに規定した。職業との関連から見た際の、若者、経済・社会、学校ごとの現状と課題については次のとおりであり、それぞれが互いに関連しつつ、学校から社会・職業への移行が円滑に行われないなど、我が国が持続的発展を遂げる上で、放置しておくことのできない深刻な問題を生じさせている。

1. 若者の現状と課題

～ 勤労観・職業観の形成など、社会的・職業的自立、社会・職業への移行に向けた準備が不十分

- 最近の若者については、後でも述べるような経済・社会情勢や雇用情勢の変化の中で、様々な体験の機会や異年齢との交流の場が乏しくなったり、豊かで成熟した社会にあって人々の価値観や生き方が多様化したりしたことなどを背景に、身体的には早熟であるものの、精神的・社会的自立が遅れ、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向など、発達上の課題が一層顕著になっていることが指摘されている。

自己の将来についてよく考えないまま、「とりあえず」修学している状態では、現在の学校での学習について関心・意欲が高まりにくく、学習習慣も十分に確立しないおそれがある。このような中、中途退学者は、高等学校で年間約7万3000人、大学・短期大学・高等専門学校で年間約5万人にも及んでいる^{*1}。また、卒業後、進学も就職もしていない者も、高等学校で約5万人（うち普通科約4万人、専門学科約1万人）、大学で約6万人に達している^{*2}。

- また、子どもの勤労観・職業観等をはぐくむ上で重要な役割を果たしてきた家庭や地域の教育力の低下も指摘されており、例えば、地域においては、自営業者の減少^{*3}ともあいまって、職業人と身近に接する機会が減少するなど、職業が身近に見えにくくなっている。さらに、家庭においても、親の働く姿が子どもによく見えていない状況にあることが指摘されている。

- このような背景の下、勤労観・職業観の形成をはじめ、職業への移行準備が不十分なまま、正社員の厳選化など厳しさを増す若年労働市場に直面することとなり、結果として、60万人超に及ぶ若年無業者、170万人超に及ぶフリーターの存在や、高い離職率（中学校卒で約7割、高等学校卒で約5割、大学等卒で約4割が就職後3年

*1 高等学校については、文部科学省「平成19年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、大学等については、文部科学省調べ（平成21年3月20日現在）。

*2 卒業後、進学も就職もしていない者の割合については、参考資料p61参照。

*3 就業者に占める自営業主及び家族従事者の比率は、昭和30年の56.5%から、13.5%（平成20年）まで年々減少。一方で、雇用者の比率は、43.5%から86.5%に上昇（総務省「労働力調査」）。

以内に離職)^{*1}等といった状況が生じている。

- また、このように学校から社会・職業への移行が円滑に行われず、変化が激しく未来が見通しにくい社会^{*2}の中で、若者の間に将来の職業生活等への漠然とした不安感が高まり、夢や希望を描きにくくなっている状況も指摘されている^{*3}。
- 次代を担うべき若者が、社会的・職業的に十分自立できておらず、将来に夢や希望を持ちにくくなっているといった状況は、天然資源に恵まれず、人材こそが最大の資源である我が国にとって、まさに危機的な状況である。
- このように実態として若者の自立に大きな課題が見られる一方で、民法上の成年年齢の18歳への引き下げについて議論が進められるなど^{*4}、社会は、若者により早期の自立を求めている。
- また、先般、若年無業者や引きこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など、子ども・若者を取り巻く状況が厳しくなっていることを踏まえ、子ども・若者の健全な育成について、その基本理念と施策の基本となる事項を定めるほか、子ども・若者が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めた「子ども・若者育成支援推進法」が成立するなど、社会全体で若者の自立を支援していこうとする動きも出てきている。
- 今こそ、若者を、社会的・職業的自立に導くことを教育の重要な目的として再認識し、勤労観・職業観をはじめ、社会的・職業的自立に必要な能力等を、義務教育から高等教育に至るまで体系的に身に付けさせていくことが求められているのではないか。

*1 若年無業者、フリーター、離職率等のデータについては、参考資料p 49参照。

*2 教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）においては、今後10年程度の間における社会の変化について、高齢社会への突入、グローバル化の進展、知識基盤社会の本格的到来、環境問題の複雑化・深刻化、成果主義・能力給賃金制度の導入など雇用の在り方の変化、ワーク・ライフ・バランスの重要性の高まり等を挙げている。

*3 例えば、「高校生と保護者の進路に関する意識調査2007」（（社）全国高等学校PTA連合会・（株）リクルート調べ）によれば、進路を考える時の気持ちとして、「自分がどうなってしまうか不安になる」が最も多く、約49%の生徒が挙げている。

*4 平成19年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51条）においては、憲法改正に係る国民投票の投票権者の範囲を18歳以上と定める一方、附則において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」としている。これを前提とした法務大臣の諮問を受け、法制審議会民法成年年齢部会において、民法上の成年年齢の引き下げについて、議論が行われている。

2. 経済・社会の現状と課題

～ 経済・社会情勢の変化、人材育成システムの変化、人材ニーズの高度化と迅速な育成の要請

- 近年、経済のグローバル化、知識基盤社会の進展等により、国際競争力が厳しく問われるとともに、経済・雇用構造の変化や少子高齢化の進展等の環境変化を踏まえ、人々が安心して生活を送ることができる社会の実現が求められる時代になっており、求められる知識・技能や人材ニーズが高度化するとともに、急速に変化している^{*1}。このような社会構造の変化や科学技術の急速な発展に伴い、それを支える学問分野も高度に専門分化し、一方では新たな学問領域の融合による新たな分野の形成がなされ、後期中等教育機関や高等教育機関においても学科転換などの取組が行われているものの、学校教育における教育内容と現実社会との乖離が問題視されるようになっている。
また、団塊世代の退職、労働者の高齢化等により、技術者・技能者等の後継者問題が深刻になっており、我が国の産業を支える人材の後継者をスピード感をもって育成していく必要があるのに対し、学校教育における人材育成との乖離が生じているのではないかといった指摘もある。
- このような中、我が国の学校と企業の人材育成における関係を見ると、これまでは、学校において基礎的な知識を身に付けさせ、実践的なスキルは入社後に企業内教育・訓練を通じて身に付けさせることが一般的であった^{*2}。
- しかし、人材育成に課題があるとする企業は全体の7割超に達し、その理由として指導人材や時間の不足等を挙げるなど、企業内教育・訓練は、困難に直面している^{*3}。また、従前に比べ転職が一般化する中で、企業内教育・訓練の充実についてインセンティブが働きにくくなってきているとの指摘もある。
- さらに、大部分の企業では、中核的な人材を中心として長期雇用を引き続き重視しているとの指摘もあるものの、若年者の非正規雇用者の比率については、平成19年において、15歳から19歳で40%、20歳から24歳で32%となっている^{*4}。こうした非正規雇用者については、正規雇用者に比べ、企業内教育・訓練の機会が限

*1 就職者の全体構成の推移については、参考資料p 50参照。

*2 平成18年版通商白書では、「我が国のこれまでの人材育成は、文系・理系を問わず、大学・大学院などにおいて基礎知識を身に付け、実践的なスキルはOJT（職場訓練）などの企業内訓練により身に付けるというものが一般的であった。しかしながら、こうした既存の人材育成システムについては、経済・社会環境の変化により、その限界が見え始めている。」と分析。

*3 人材育成に関する課題があるとする事業所及び問題点の内訳については、参考資料p 50参照。

また、平成19年版労働経済の分析は、「企業の教育訓練投資が低下してきたことは懸念すべき点」としつつ、「企業の人材育成の方針は、一部の選抜された従業員の教育訓練に重点化」される傾向も見られる、と分析。

*4 非正規雇用者の比率の推移については、参考資料p 49参照。

られており^{*1}、これに伴い、企業内教育・訓練を前提とした人材育成システムに変化と限界が生じていると考えられる。

- このような中、学校においては、「実践的な人材育成は企業の役割」といった考え
方から脱却し、社会・職業との関連を重視した、実践的な教育を展開していくことが、
今まさに求められている。
- もちろん、新規学卒者について、就職の段階で「即戦力」と言える状態にまで学校
教育を通じて育成することは、産業界から期待されていることでもない^{*2}。学校教育
段階で重要なのは、職業人としての心構えや、コミュニケーション能力、課題解決能
力、自己学習力など、職業生活に適応し、着実に成長していけるような、実践性の基
盤となる能力等を確実に身に付けさせることである。このような観点から、近年、経
済産業省や厚生労働省、産業界等から、様々な提言が行われている。
- 一方、社会人・職業人については、競争的環境の下で激しく変化する経済・社会に
あって、職業に関する実践的な知識・技能の高度化等を図るため、生涯を通じた学び
直しが必要な状況となっている。このような高度な生涯学習ニーズに、高等教育機関
等はいかにこたえるかといった点も大きな課題となっている。
- 少子高齢化の進行により、今後、労働力人口が大幅に減少していくことが予想され
る中^{*3}、次代の経済・社会の担い手として、学生・生徒を社会・職業に円滑に移行さ
せるとともに、移行後も、生涯を通じてそれぞれの社会人・職業人としてのキャリア
形成を支援していくことが、我が国の持続的発展にとって極めて重要な意味を持つに
至っているのではないか。

3. 学校の現状と課題

～ 社会・職業との関連や、実践性の薄さ

- 我が国の学校制度については、戦後、社会の要請や時代の変化等に応じ、短期大学
制度の恒久化、高等専門学校制度や専修学校制度の創設など逐次整備が行われ、経済
・社会の発展に大きく貢献してきた。

*1 雇用形態ごとの計画的OJT・OFF-JTの実施状況については、参考資料 p 50 参照。

*2 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月）では、次のように言及。

「近年、「企業は即戦力を望んでいる」という言説が広がり、学生の資格取得などの就職対策に精力を傾ける大学が目立っている。しかしながら、実際に企業の多くが望んでいることは、むしろ汎用性のある基礎的な能力であり、就職後直ちに業務の役に立つような即戦力は、主として中途採用者に対する需要であると言われる。」

*3 独立行政法人労働政策研究・研修機構の「平成19年度労働力需給の推計」によれば、2030年の労働力人口は、2006年の労働力率と同水準で推移した場合、同年の労働力人口（6,657万人）と比較して1,073万人減少。

- 一方、高等学校への進学率は約97%にまで上昇し、国民的な教育機関となるとともに、高等教育への進学率も約77%にまで高まり、「全入時代」と呼ばれる状況となっている。このような後期中等教育及び高等教育の量的拡大・大衆化に伴い、著しく多様化した学生・生徒の能力・適性、ニーズ等への対応が課題となっている。
- また、前述のような職業をめぐる経済・社会の激しい変化の中で、これに対応した学校教育の展開及びその質の保証が大きな課題となっているが、最近10年間における学卒人材の質の変化について、約3分の1の企業が人材の質が低下したと回答する一方、質が高まったとの回答は1割程度にとどまるなど、産業界から厳しい評価を受けるとともに^{*1}、学校において社会とのかかわりを意識した教育が十分に行われていないこと等が指摘されている^{*2}。
- 学生・生徒の立場から見た場合でも、例えば、高校生の進学希望理由として最も多いのは「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を習得したいから」であるが^{*3}、一方で「将来の職業に関連する知識や技能」について、4割強の大学生は「これまでの授業経験は役立っていない」と回答し、8割強の大学生は「自分の実力は不十分」と回答するなど^{*4}、学生のニーズに対応した職業教育が十分に提供されていない状況にある。
また、高等学校の中途退学者が、高等学校の授業に「社会に出てから役立つようなことを教えてほしい」といった希望があるという指摘などに見られるように、高等学校教育においても、社会・職業とのかかわりや、実践性の面で課題は大きい。
- 高等学校卒業後、就職する場合であっても、専門学科に比べ、普通科の卒業生に非

*1 文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」によれば、10年前と比べた人材の質について、①大学・大学院卒については、質が高くなった（「やや高くなった」を含む。以下同じ）とする企業が13%、質が低くなった（「やや低くなった」を含む。以下同じ）とする企業が38.4%、②高専・短大卒については、「質が高くなった」が8.5%、「質が低くなった」が33.3%、③専門学校卒については、「質が高くなった」が14.3%、「質が低くなった」が35.4%、④高校卒については、「質が高くなった」が7.3%、「質が低くなった」が33.2%となっている。参考資料p55参照。

*2 日本経済団体連合会の「これからの教育の方向性に関する提言」（平成17年1月）においては、「わが国の競争力の源泉でもあるものづくりの優位性を今後とも維持していくためにも、理数系教育の拡充など、高等教育機関のみならず、初等中等教育段階から取り組むべき課題は多い。現状を見ると、多くの教育機関において、社会とのかかわりを意識した授業になっておらず、また最新の知識を十分に教えていない」としている。

*3 日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」（平成18年3月）によれば、高校生の進学を希望する理由の1位は、「将来の仕事に役立つ専門的知識・技術を習得したいから」であり、普通科の生徒の70.6%、専門学科の生徒の39.7%が当該理由を挙げている。

*4 「全国大学生調査」（平成19年、全国大学生調査コンソーシアム、東京大学大学経営・政策研究センター）。同調査では、授業経験の有用途、自分の実力を1～4の4段階で評価している（「役立っていない」を1、「役立っている」を4、「実力は不十分」を1、「実力は十分」を4としている）。本文中の「役立っていない」、「実力は不十分」は、1及び2の合計割合。

正規雇用者が多いといったデータに見られるように^{*1}、特に普通科における教育について、社会・職業とのかかわりがあまりにも薄く、社会・職業への円滑な移行の観点から問題がある。また、専門学科についても、知識・技能の高度化への対応等が課題となっている。

- 一方、社会人学生の受入れについては、近年、停滞している状況にあるとともに、社会人学生を積極的に受け入れているとされる大学院の大部分が従来型の大学院であるなど、十分に社会人の生涯を通じたキャリア形成に対応したものとなっていないとの指摘がある^{*2}。
- このように、学校教育については、社会・職業との関連や、実践性の薄さが問題となっており、国家・社会の形成者として必要な資質を備えた国民を育成するという役割・使命を十分に果たしているかという観点から見直す必要がある。具体的には、社会・職業との関連を重視する観点からの学校制度の見直しを含めた改革を行うことが喫緊の課題となっているのではないかと考えられる。

4. 社会全体を通じた現状と課題

～ 職業教育の重要性に対する認識不足

- 以上、若者、経済・社会、学校ごとにそれぞれの現状と課題について見てきたが、これらの背景にある、社会全体を通じた根深い問題として、職業教育の重要性に対する認識不足が挙げられる。
- 職業教育は、ものづくりをはじめ、我が国の経済・社会の発展を支える役割を果たすなど、極めて重要なものである。また、職業教育は、職業によって行われるもの、すなわち具体の職業を題材として行われるものであり、学生・生徒の職業観をはぐくみ、職業的自立を促す上で極めて有効である。さらに、職業教育は、実験・実習等による体験的・実践的な学習を重視するものであり、学習意欲の喚起や、課題解決能力の育成等にも資するものである。逆に言えば、普通教育中心・座学中心の教育には、職業的自立を促す観点から限界があるのではないかと考えられる。
- しかしながら、このような職業教育の重要性が、教員や学生・生徒、保護者を含め、社会全体において十分に認識されておらず、普通教育よりも格下に見られる傾向や、目的意識が希薄なままの普通科志向、普通科と比べ専門学科が高等学校の再編の対象の中心となる傾向等が指摘されている。
- さらには、進路選択における、教員や保護者等の職業教育の重要性に対する認識不

*1 学歴別の正社員割合については、参考資料 p 6 2 参照。

*2 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告－大学教育の構造転換に向けて－」
(平成21年6月)

足という問題も挙げられる。例えば、中学校から高等学校への進学時において、保護者や教員等が、大学進学に実績のある普通科への進学を優先的に考える傾向があり、中学校において、将来の職業生活等を考えた上での進路指導が必ずしも十分に行われていない事例が指摘されている。このように、中学校における進路指導が必ずしも一人一人の将来を十分に見据えて行われていないことが、高等学校の中途退学やその後の若年無業者などの問題の一因となっているのではないかと考えられる。

また、高等学校、特に普通科においても、将来の職業選択はさておき、高等教育機関、特に選抜性の高い大学への進学を第一とした進路指導に偏りがちであり、とりわけ大学進学等の実績の高い普通科においては、実態として、将来の職業生活等を考えた上での進路指導が十分に行われていないという指摘もある。

- 高等学校において、高等教育機関への進学を志向した指導や教育が展開されることは、一つの役割として重要ではあるが、現在の若者や経済・社会を取り巻く状況を踏まえれば、社会的な要請として、社会人・職業人として求められる資質・能力の基本を育成することが前提として求められていることに留意する必要がある。
- このような職業教育の重要性についての認識不足の背景として、職業についての「専門性」という概念が固定的で柔軟性を欠くものとして捉えられがちなことや、「学校教育では共通の教育内容を平等に学ぶべきであり、早期の進路分化は適当ではない」という考え方も根強いこと等が指摘されている。その結果として、自らの将来の生き方・働き方等について真剣に考えることなく、安易に普通教育を選択し続けるなど、職業への移行準備が十分に行われず、そのことが若年無業者やフリーター、早期離職等の問題につながっているとも考えられる。
- 一方で、学校における職業教育には、特定の領域・分野を入り口として、これを隣接・関連分野に拡張・転換していくことを通じ、より一般的・共通的な知識・技能の修得に至るという側面もあり、このような職業教育の広がりという観点からも、その重要性を考える必要がある。

このような職業教育の重要性についての認識不足や、ある時点での専門分野・職業分野の選択がその後の進路を制限するという観念から脱却し、教員や学生・生徒、保護者はもとより、社会全体の職業教育に対する意識を改革していくことが、今まさに求められているのではないか。

II 改革の基本的方向性

第I章の現状と課題を踏まえ、学校教育において、学生・生徒の社会・職業への円滑な移行を図るとともに、移行後も自立した社会人・職業人としてのキャリア形成を支援する観点から、キャリア教育を「社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育^{*1}」と位置付けるとともに、職業教育を「一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育^{*2}」と位置付け、次の方向性に従い、改革を推進していくべきである。

- 1 勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等を、義務教育から高等教育に至るまで体系的に身に付けさせるため、キャリア教育の視点に立ち、社会・職業とのかかわりを重視しつつ教育の改善・充実を図る。
- 2 我が国の発展のために重要な役割を果たす職業教育の意義を再評価し、職業教育を体系的に整備するとともに、その実践性を高める。
- 3 学びたい者が、いつでも、社会・職業に関して必要な知識・技能等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に関する能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の観点に立ち、キャリア形成支援の充実を図る。

*1 キャリア教育について、より詳しくは、「一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育」と位置付けられる。ここでいう「キャリア」とは、「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積」であり、職業生活、市民生活、家庭生活、文化生活など、すべての生活局面における立場、役割を含むものである。このため、「それぞれにふさわしいキャリアを形成していく」ということは、言い換えれば、「社会的・職業的に自立していく」ということと同じである。

また、キャリア教育は、学生・生徒等の社会的・職業的自立を促す視点から、従来の教育の在り方を見直していくための理念と方向性を示すものである。このようなキャリア教育の視点に立ち、すなわち個々の教育活動が、社会とどのようなかかわりがあるのか、学生・生徒等の将来の社会的・職業的自立にどのようにつながっていくのかを念頭に置き、学ぶことと生きること、働くことを関連付けながら、普通教育・専門教育等を問わず、教育活動を改善・充実していくことが重要である。自己の将来と、現在の学びとを関係付けていくことは、学生・生徒等に学びの意義や楽しさを実感させ、その学習意欲を喚起する上でも有効であり、このようなキャリア教育の意義等について、教職員の意識を高めることが必要である。

*2 キャリア教育と職業教育との関係について言えば、職業教育については、単なる専門的な知識・技能の教授に終始しないよう、社会的・職業的自立を促すというキャリア教育の視点に立って行われるべきものである。また、一定の又は特定の職業に従事することを念頭に置かない一般的な教育活動（例えば、総合的な学習の時間等における職場見学や、職業調べ学習など）については、職業教育ではなく、将来の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育として位置付けられるものである。

(義務教育段階からの体系的な取組)

- 第三章、第四章においては、社会・職業への移行の最終段階であり、一定の又は特定の職業に従事するための職業教育が展開される後期中等教育、高等教育段階における対応の在り方について詳述している。
- 一方で、改革の基本的方向性の1に挙げたとおり、勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等については、義務教育段階から体系的に身に付けさせることが必要である。すなわち、後期中等教育・高等教育を経て社会的・職業的自立を遂げるためには、自立的に生きる基礎を義務教育段階において培っておくことが不可欠である。教育基本法においても、義務教育の目的として、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」を規定している（第5条第2項）。この自立的に生きる基礎を培うため、子どもたちの発達段階に応じて、生活や社会、職業との関連も重視して各教科等の特質に応じた学習を行うなど、学校の教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育の充実に取り組む必要がある。
- このような、キャリア教育・職業教育の体系的な推進に当たっては、発達段階やその発達課題の達成と深くかかわりながら子どもたちが段階を追って発達していくことを踏まえ、それぞれの重点の置き方等が変わってくることに留意が必要である。

例えば小学校段階では、社会生活の中での自らの役割や、働くこと、夢を持つことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自律性、関心・意欲等の涵養に重点が置かれる。中学校段階では、その基礎の上に、キャリア教育により、社会における自らの役割・生き方を考え目標を立てて計画的に取り組む態度の育成や、社会・経済の現状についての基本的理解、勤労・職業の社会的意義・役割の体験的な理解等に重点が置かれる。

一方、職業への移行が近づくにつれ、職業に従事するための実践的な職業教育や、本人の自主的・自発的なキャリア形成を支援する観点からのキャリア教育に重点が置かれることとなる。これらの観点及び発達段階を踏まえた対応策等については、今後更に具体的な検討が必要である。
- 上記の各段階の中でも、中学校段階が極めて重要であると指摘したい。すなわち、中学校段階では心身の発達上の変化が著しく、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化が一層進展し、知的な面では抽象的、論理的思考が発達するとともに社会性なども発達してくる。さらに、自我意識が高まる時期でもある。このような発達段階を踏まえれば、中学生に対しては、自らの将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、働くことの意味等について体験を通じて理解を深めさせ、普通教育・職業教育の適切な選択・決定等へと導くことが重要である。
- 中学校段階における取組の重要性とその効果について、兵庫県で実施されている「トライやる・ウィーク」（公立中学校2年生全員を対象とした、1週間にわたる勤労体

験等の体験活動)を例に挙げれば、参加した中学生の多くは、①勤労観・職業観や将来に対する意識(「働くことの大切さ、厳しさ、楽しさを感じた」、「人の役に立てることに喜びを感じた」、「まかされた活動(仕事)に責任を感じた」、「将来の進路や生き方について考えるきっかけとなった」等)や、②人とのかかわり(「コミュニケーションの大切さを感じた」、「保護者や大人の人への感謝の気持ちを持った」等)、③社会とのかかわり(「社会のルールやマナーの大切さがわかった」、「住んでいる地域のよさ、すばらしさを感じた」)等の面で有益であったとしている。さらに、体験後一定の時間が経過した高校生の回答も同様の傾向にあるなど^{*1}、中長期的期間において、社会的・職業的自立の基礎を培う上での有用性が認められている。

- なお、中学校段階におけるキャリア教育が効果的な取組となるためには、小学校段階におけるキャリア教育の充実が欠かせない。小学校の時期においては、例えば、身近な地域の生産や販売についての学習や様々な職場見学等が実施されているが、こうした体験活動の更なる充実を図ることが期待される。
- 同時に、こうした小中学校という義務教育段階において体験を踏まえたキャリア教育・職業教育を進めていく上で、学校や教育委員会と地元の企業、商店、公共機関等との連携・協力は極めて重要である。また、キャリア教育の分野で成果をあげているNPO活動や企業の社会貢献活動を学校教育に取り入れていくことも大きな効果が期待される。
- このような発達段階、取組事例等を踏まえ、社会的・職業的自立に向けた確かな基礎を形成する観点から、義務教育段階における具体的な取組方策について引き続き検討を深めるとともに、後期中等教育、高等教育への円滑な接続を念頭に置きつつ、義務教育段階からのキャリア教育・職業教育の体系的な推進方策について、とりまとめしていく必要がある。その際、義務教育とその後の教育の基礎を培う就学前教育の充実の重要性にも留意しておきたい。

*1 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」—10年目の評価検証(報告)—参考資料p55参照。

Ⅲ 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方

1. 後期中等教育における学校制度の経緯とキャリア教育・職業教育の課題

- 高等学校は、昭和22年に制定された学校教育法により、いわゆる単線型の学校体系のうち後期中等教育を担う学校として、旧制の中等学校等を改編して整備された。その後の整備拡充、経済の伸長、生活水準の向上等により量的に拡大し、国民的な教育機関となる一方で、生徒の能力・適性、進路等が多様化した。この間、工業、農業等の人材養成のニーズや新しい分野の人材需要に即応するよう教育内容を充実させながら、就職者のピークである昭和40年代には、高等学校卒業生の6割以上が就職し^{*1}、高等教育機関を超える就職者数を輩出してきた^{*2}。
- その後、画一的な教育、受験競争の激化、中途退学の増加等が課題となり、量的拡大から質的充実、形式的平等から実質的平等に転換し、学科についても、普通科と専門学科に大別されていた区分を見直し、平成6年度に総合学科が創設された。
- このように、高等学校制度は、生徒の多様なニーズに応じた教育を行うことができるよう、各学科や課程が設けられ、多様な内容を様々な方法で学ぶことができる仕組み^{*3}がとられてきた。
- 普通科、専門学科、総合学科の生徒数の割合を見ると、昭和40年代は普通科が約60%、専門学科が約40%であったが、現在は、普通科が70%を超え、専門学科が約25%（職業に関する学科については約20%）、総合学科が約5%と普通科が多くを占める状況となっている^{*4}。また、各学科には、それぞれ次のような課題が指摘されている。

◆ 普通科については、卒業生のうち就職する割合が40%を超えていた時もあったが、現在では高等教育機関への進学率が75%を超えている^{*5}。このため、多くの生徒にとって高等教育機関へのいわば「通過点」となり、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する者が増加しているという指摘のほか、普通科から就職する生徒^{*6}に対する職業教育が不十分、進学も就職もしようとしないう者の増加など、様々な課題が指摘されている。

*1 高等学校卒業生の進路状況の推移については、参考資料 p 60 参照。

*2 学校種別の就職者数の推移については、参考資料 p 51 参照。

*3 高等学校の目的・目標、制度の概要については、参考資料 p 57 参照。

*4 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移については、参考資料 p 59 参照。

*5 普通科の卒業生の進路状況の推移については、参考資料 p 60 参照。

*6 普通科（全日制・定時制）を卒業して就職する者は、約7万5700人。これは、高等学校（全日制・定時制）を卒業して就職する者（約21万人）の約37%を占めており、ほかの学科と比べて最も多い人数である。（文部科学省「平成20年度 学校基本調査」より）

- ◆ 専門学科については、約半数が就職し、地域の産業界の人材ニーズが強い一方で、職業人として必要な専門的な知識・技能が高度化している分野があるにもかかわらず、その対応が不十分などの課題が指摘されている。また、卒業者の高等教育機関への進学率は年々増加し、現在約4割となっており、その対応が求められている^{*1}。さらに、少子化が進み、高等学校の生徒数が減少する中、各都道府県では公立高等学校の再編が進められているが、普通科と比べ、専門学科が再編の対象の中心となる傾向にあることがうかがえ^{*2}、専門学科が軽視されているのではないかという課題も指摘されている。
- ◆ 総合学科については、平成6年度の導入以降、設置数は年々増加し、教育と職業との接続、生徒の学校から社会及び高等教育機関への円滑な移行について一定の成果を上げている学校が見られる一方、総合学科全体として見た場合、導入当時に期待されていた教育の特色を生かし、その役割を果たすことができているかどうかを含め、現時点での成果と課題の検証が不十分などの課題が指摘されている。
- このほか、高等学校の中途退学者が年間約7万3000人^{*3}おり、高等学校教育を十分に受けることができている者が存在し、このような者が、若年無業者や非正規雇用の職に就いている場合が多いのではないかという指摘もなされている。
- 昭和51年には専修学校制度が創設され、その課程の一つとして中学校卒業程度を入学資格とする高等課程が位置付けられた。専修学校高等課程（高等専修学校）は、高等学校に比べ、その学校数・生徒数の規模は小さいながらも、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、実践的な職業教育・専門技術教育を行っている。

2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方

- 高等学校等を卒業する者の主な年齢である18歳という時期は、未成年ではあるものの、社会人・職業人として自立が迫られる時期である。このため、高等学校等においては、「学ぶこと」や「働くこと」への意欲や積極的な態度を育てるとともに、卒業後の進路を問わず、後期中等教育修了の段階において、社会の中で自らのキャリア形成を計画し、実行できる力を育成することが重要である。
- また、後期中等教育段階における職業教育は、必要な専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育により職業に円滑に移行する準備を行うという面とともに、新たな職業や、高等教育機関への進学も含めた専門的な知識・技能の高度化へ対応した教育により自己の将来の可能性

*1 専門学科の卒業者の進路状況の推移については、参考資料p60参照。

*2 高等学校の学科別学科数の推移については、参考資料p58参照。

*3 文部科学省「平成19年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。

を広げていくことができるという面からも、その重要性は依然として高い。この職業教育の重要性にかんがみれば、公立高等学校の再編において専門学科が対象の中心となる傾向にあるという状況について、地方公共団体は、地域の特色を生かしつつ、職業教育の充実の観点にも改めて留意して考える必要がある。

- このように、学校から社会・職業への移行の段階が課題とされる中で、後期中等教育段階においては、発達段階に応じて社会的・職業的自立に向け必要な知識、技能、態度をはぐくむキャリア教育と、一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度をはぐくむ職業教育の双方の充実が必要である。
- 発達障害を含め障害のある生徒については、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育を行うことが重要である。
- 総合学科については、原則履修科目となっている「産業社会と人間」を含め、成果・課題を検証し、指導体制など学科の在り方についての検討が必要である。また、現在の学科の区分の在り方についても、今後の検討課題である。

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実と高等学校の在り方

(1) 各学科に共通する課題、特に普通科の課題と改善の方向性

① 高等学校におけるキャリア教育の重要性

- キャリア教育は、児童生徒一人一人が段階を追って発達していくことを踏まえて、学校、家庭、地域で「学ぶこと」や「働くこと」に意欲的に取り組み、「生きること」を実感できるよう、意図的、継続的に学習や活動を展開するところに特質がある。このため、キャリア教育は、各学校段階を通じて、家庭や地域との連携の下、体系的に推進することが重要である。
- 現在、学校から社会・職業への移行の段階で、生徒に「学ぶこと」や「働くこと」への意欲や積極的な態度をどのように育てていくか、また、社会人・職業人として自立するために必要な能力を身に付けているか否かが喫緊の課題である。
- 現在の高等学校は、高校生の多様化、卒業者の進路の変化などにより社会の出口としての役割が変化している中で、社会で生活を築き、自立して生きていくために高等学校で何を学ぶべきか、何を学ばなければならないかという視点が必ずしも十分意識されていないことが課題である。

- ⇒ キャリア発達の段階から見て、進路の現実的探索を深化させ、社会・職業への移行を準備する時期である高等学校におけるキャリア教育の充実が必要である。
- ⇒ 今後は、「学ぶこと」や「働くこと」への意欲や積極的な態度を育てるとともに、卒業後の進路を問わず、高等学校卒業の段階において、社会の中で自らのキャリア形成を計画し、実行できる力を育成することが重要である。
- ⇒ 現在の普通科が抱える課題を踏まえると、特に普通科におけるキャリア教育の充実を優先的に検討していくことが必要である。

② 推進方策、指導の在り方

- キャリア教育は、教科活動を含めたすべての教育活動を通じて実践することが必要である。その際、職業教育を通してのキャリア教育の充実という観点も大切である。また、生徒の発達の多様性に配慮しながら、校長のリーダーシップの下、学校の教育目標等の中にキャリア教育の推進を位置付け、組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。さらに、生徒の状況や、社会・職業への移行の課題を十分に把握し、それを解決できるように計画を立案していくことが重要である。
- キャリア教育の推進のためには、例えば、総合学科で原則履修科目となっている「産業社会と人間」^{*1} 又はそれに類する教科・科目等のような中核となる時間を、高等学校の教育課程に明確に位置付けることも考えられる。その際、高等学校では、小・中学校に比べ、個々の生徒のキャリア形成に対する支援がより必要であることや、社会の様々な情報により多く触れる時期であることから有効といった肯定的な意見のほか、体系的なキャリア教育の推進という観点から見ると、キャリア教育の中核となる時間が設けられていない小・中学校学習指導要領との整理が必要などの慎重な意見もあり、「産業社会と人間」の成果・課題の検証と併せて、更に検討が必要である。
- また、学校は、キャリア教育に関する活動の検証として、適切な学校評価を行うことが考えられる。その際には、自らの学校が目指す生徒像と、その生徒像に向けて各教科・科目等を通じて具体的にどのような資質や能力を育成しようとし、それぞれの教育活動を組み合わせていくのかを明確にすることが重要である。
- さらに、学科を問わず、高等教育への進学希望者に対しても、学校生活や社会生活の中での様々な役割を通じて、働くことの意義や意識を考えさせるとともに、「大学等の向こうにある社会」を意識させ、自己の将来について考えさせることが重要である。特に進学希望者の多い普通科では、職業に関する教科・科目をほとんど学ばない

^{*1}「産業社会と人間」の概要・取組例については、参考資料 p 65・66 参照。なお、「産業社会と人間」は、総合学科以外の学科では学校設定教科に関する科目として設けることができ、その開設状況（平成19年度）は、普通科では約0.8%、専門学科では約0.7%である。（文部科学省「平成19年度 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」より）

生徒もおり、将来の進路選択の幅を広げる観点から、就業体験活動など多様な体験の機会を与えることが重要である。

⇒ キャリア教育の視点が「授業を変える」きっかけを作るという視点に立ち、進路指導の中核的な実践の場である特別活動を有効に活用するとともに、教科の中での学習活動を充実することが重要である。そのためには、各教員が教科指導に当たって、キャリア教育の視点を取り入れるように努めるとともに、指導の在り方の研究や教材の開発、取組事例の収集・情報提供などを充実していくことが望まれる。また、キャリア教育の推進のための中核となる時間を高等学校の教育課程に位置付けることについては、更に検討が必要である。

⇒ 将来の進路選択の幅を広げる観点から、就業体験活動など多様な体験活動の機会を設けることが必要である。

(注)・体験活動の実施に当たっては、学校において、事前・事後の指導を充実し、年間指導計画や各教科・科目等の指導計画に明確に位置付けることにより、一貫した教育課程による実施が必要である。
・就業体験活動の実施には多様な受入先の確保と協力が不可欠である。また、学校・企業等の双方が長期間継続できるような工夫も必要である。

③ 進路指導の改善・充実

- 進路指導は、本来、生徒が人間としてどうあるべきか生きるべきかの考察に基づいて、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で卒業後の進路を適切に選択・決定する能力・態度を養う教育活動であり、社会的・職業的自立を目指していく上で重要である。高等学校の進路指導については、このような観点から、キャリア教育の中での位置付けを明らかにしつつ、改善・充実が必要である。
- また、高等学校のキャリア教育を充実させるためには、高等学校への進路選択・決定を行う中学校における進路指導の充実が不可欠である。中学校の進路指導においては、目先の高校受験にのみとらわれることなく、生徒に対し、自らが人間としてどうあるべきか生きるべきかを考えさせ、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で卒業後の進路を適切に選択・決定させるような指導が必要である。中学校の教員は、生徒が将来就くであろう様々な職業に対する知識や理解を前提に、高等学校のみならず専修学校等も含めた卒業後の進路先の正確な知識や理解の下、適切な指導を行うことが重要である。

④ 普通科における職業に関する教科・科目の充実

- 第Ⅰ章でも述べたとおり、専門学科に比べ、普通科の卒業者に非正規雇用者が多くなっており、普通科における教育について、社会・職業とのかかわりの薄さが問題になっている。普通科においては職業に関する教科・科目を選択できる学校もあるが、多くの生徒は、職業や働くことに関する教科を学ばずに卒業しているのが実態であり、

普通科における職業教育を充実させていく方策を検討することが必要である。

- 普通科における職業に関する教科・科目の充実については、学校がどのような生徒を育てていくのかが明確な場合、その方策の一つとして有効なものとなりうる、といった肯定的な意見がある一方で、普通科で数単位分の職業教育を行うことの効果について検証が必要、キャリア教育を充実し、一人一人の生徒への対応を丁寧にするなどで十分などの慎重な意見もあるが、普通科の中にも様々な生徒が在学しており、学校間の多様性も大きいことから、普通科の実態の分析に即した検討が更に必要である。
- また、このような教育を進めるに当たっては、校内の職業に関する教科・科目を担当する教員の主導的な役割が期待されるとともに、近隣の専門学科・総合学科との積極的な連携も考えられるが、地域の高等学校の配置の状況を踏まえて、更に検討が必要である。

⑤ 推進体制の整備

- キャリア教育は、学校のすべての教育活動を通じて行うものであることから、キャリア教育の重要性の理解や、一人一人に対するきめ細かな指導・援助を行うキャリア・カウンセリングの充実など、すべての教員のキャリア教育に関する資質の向上を図ることが必要である。また、キャリア・カウンセリングの専門人材の学校への配置も考えられる。
- キャリア教育を円滑に実施するためには、学校内に、校内の活動全体の調整や校外の関係者との窓口となるような教員等を位置付けたり、都道府県の教育センターや教育事務所単位などに、学校と外部との連携や校内の体制整備等について指導や助言を行う者を置いたりするなど、学校内外の体制整備を図ることが必要である^{*1}。
- 産業界や地域社会の様々な立場の方々には、職業人・社会人としての知識や経験の豊富な方が数多くいる。企業の中には、時間や場所の問題で、職場での生徒の受入れには協力できなくても、その他の場面で協力していただける可能性もある。学校教育への様々な支援方法があることを提示しつつ、企業等の協力を仰いでいくことなどが望まれる^{*2}。また、キャリア教育に実績のある NPO 等の団体との連携やボランティア

*1 厚生労働省や経済産業省においても、キャリア教育の専門的人材の育成等を進めている。

*2 産業界の教育への協力については、例えば、次のような調査や取組がある。

- ・日本経済団体連合会が実施した「社会貢献活動実績調査結果」によると、社会貢献活動支出全体に占める「教育・社会教育」及び「学術・研究」分野の比率の計は、約30%（平成17年度）となっている。
- ・日本商工会議所が平成20年度に実施したアンケート調査によると、190の商工会議所が何らかの教育支援活動を行っている。
- ・東京商工会議所が平成20年度に実施したアンケート調査によると、6割を超える企業が何らかの教育支援活動を行っている。
- ・経済同友会では、「学校と企業・経営者の交流事業」を推進しており、年間約140件（平成20年度実績）の出張授業や講演活動を展開している。

の活用も考えられる。

- キャリア教育を推進するためには、教員・保護者・地域の理解・支援が必要であり、啓発・普及のための工夫が必要である。

⇒ キャリア教育に関する基本的研修や、専門研修、カリキュラム・マネジメントの研修のほか、管理職に対するマネジメント能力を高める研修など、国、都道府県教育委員会等における研修等の充実を図ることが必要である。

⇒ 学校内には、校内の活動全体の調整や校外の関係者との窓口となるような教員やその他の人材を位置付けることが必要である。

⇒ 学校外には、企業等や地域社会と調整を行う者（調整役）を確保することが適当である。今後、配置の在り方や職務内容などについて、更に検討が必要である。

⇒ 都道府県の教育センターや教育事務所単位などに、学校と外部との連携や校内の体制整備等について指導や助言を行う者を置き、高等学校におけるキャリア教育を総合的に支援していくことが必要である。

（２）専門学科における職業教育の課題と改善の方向性

① 専門高校に対する期待と役割

- 高等学校は、これまで、就職者数で見れば高等教育機関を超える就職者数を輩出し、我が国社会の発展を支える原動力となってきた。その中でも専門高校は、ものづくり等の実践を行うことにより、専門的な知識・技能や創造性、応用力等の育成を行い、普通科とは異なる魅力のある教育を展開してきた。
- また、我が国の経済成長の中で、科学技術振興や中堅産業人の育成などの社会的要請にこたえるため、これまでも、工業や農業などの拡充・整備を図るとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズに対応してきた。今後も、専門高校は、我が国の社会の変化や産業の動向等に対応した職業教育を行う機関としての役割を果たしていくことが必要であり、国及び地方公共団体は、その責務として、職業教育の振興を図るように努めなければならない。
- 現在の専門高校が置かれている状況は、職業の多様化、職業人として求められる知識・技能の高度化への対応が求められており、職業人としての自己学習力や社会の中で自らのキャリア形成を計画・実行できる力などの育成が必要である。
- 地域の産業・社会の人材育成と結び付きの強い専門高校の活性化は、地域の活性化に貢献してきた。ただし、専門高校の卒業者の就職状況は、全体では職業別で生産工程・労務作業、産業別で製造業が突出しており、昭和40年代と比較すると、一部

の学科を除いて学科と職業との関連性は弱まっている傾向にある^{*1}と言える。

- このため、地域の産業・社会にどのような人材が求められているのかを把握し、また、例えば、高等学校卒業者の就職割合や県外への就職状況の都道府県別の状況が異なっている^{*2} ことなどにも留意しつつ、その需要にこたえていくため、地域との連携・交流を一層深めるとともに、そのことを通じた実践的な教育や外部人材を活用した教育活動等を充実することが必要である。

⇒ 今後の専門高校に対する期待と役割としては、次の2つが重要である。

① 卒業後更に高度な知識・技能を身に付け、将来の専門的職業人として活躍できる人材の育成

② 卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材の育成

⇒ この専門高校に対する期待と役割を踏まえ、今後の教育の在り方を考えるに当たっては、

① 職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化への対応の観点からの検討を行うとともに、

② 地域の産業・社会における人材需要を適切に把握し、それにこたえていくことが必要である。

⇒ そのため、今後は、新しく出てきた職業に対応できるよう、一定の専門分野に共通する基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることを重視するとともに、専門的な知識・技能の高度化に対応するため、教員、施設・設備等の教育条件を重点的に整備していくことが必要である。あわせて、高等教育機関への進学率の上昇にも対応が必要である。

⇒ 各地域の地方産業教育審議会が域内の専門高校における職業教育の質の向上の観点から積極的な役割を果たすことも必要である。

また、生徒の職業教育に係る学習ニーズを的確に把握し、ニーズを踏まえて適切な整備を行うなど、職業にかかわる専門的な知識や技能を学びたいと考える生徒の教育を受ける機会を保障するとともに、都道府県内だけにとどまらず、都道府県を越えた範囲の地域の教育ニーズをとらえた再編整備等の検討も必要である。

② 職業人として必要な専門的な知識・技能の高度化への対応

(i) 教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

- 職業教育の充実のためには、教員の指導力の向上が必要である。また、地元企業を退職した熟練の技術・技能を有する者など、実務経験を有する者の教員への登用を促

*1 高等学校卒業者の職業別・産業別就職割合の比較については、参考資料 p 6 3・6 4 参照。

*2 都道府県別の高等学校卒業者の就職率については、参考資料 p 6 2 参照。

進めるような方策について検討が必要である。

- 具体的な方策としては、例えば、次のような取組が考えられ、更に検討が必要である。
 - ① 企業等への教員の派遣、技術・技能を有する者を学校に招いて講習会を実施
 - ② 実務経験等を基礎とした免許状の授与の推進
 - ③ 実習等に当たって、派遣先の企業等の指導者を特別免許状制度や特別非常勤講師制度^{*1}の活用等により教員として位置付けること
 - ④ これらの制度の活用のほか、実務経験を有する者の教員への登用の促進が一層進むような方策

- なお、専門高校の更なる高度化を図る観点から、実務経験を有する者が教育活動に従事する場合に、現在制度化されている教員免許状を持たずにどこまで教科指導が可能か、あるいは教員免許状以外の何らかの資格の所持を前提に教科指導を行うことを許容し得るかということについては、実験・実習の部分を考えれば有益であるが、それ以外の教育活動を担うことができるかは整理が必要という意見や、特別免許状制度との関係の整理が必要などの意見があったところであり、更に検討が必要である。

(ii) 施設・設備の改善・充実

- 専門高校の生徒に専門的な技術・技能を身に付けさせるためには、専門高校の施設・設備の改善・充実が必要である。

- 具体的な方策としては、例えば、次のような取組が考えられ、更に検討が必要である。
 - ① 各地域における職業教育の中心となる拠点校を設け重点的に整備
 - ② 最新の施設・設備を有する地元企業等との積極的な連携・協力
 - ③ 都道府県を越えた広域で同一学科の専門高校が連携を図る取組
 - ④ 職業訓練校など高等学校以外の施設との連携・協力

(iii) 地域の産業・社会との連携・交流

- 専門高校では、産業構造が変化する中、日進月歩の知識・技能を活用しつつ付加価値を生み出している人材を育成するため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技能の定着を特に重視するとともに、社会や職業とのかかわりを通じた教育活動を充実していくべきである。

- その際、例えば、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域の産業界等との連携を図り、就業体験や職業の現場における長期間の実習を積極的に取り入れることを検討することが必要である。また、長期間の実習と学校での学習・実習を並

*1 特別免許状制度、特別非常勤講師制度の概要等については、参考資料 p 67・68 参照。

行して行う「デュアルシステム」のような取組を積極的に検討していくことが必要である。

- 専門高校が将来の地域の産業・社会を担い発展させることができる人材の育成を行うという役割を果たすには、地域の産業・社会でどのような人材が求められているのかを把握し、地域との連携・交流を深めることが必要である。このための方策としては、例えば、地方産業教育審議会の活性化、専門高校と小・中学校との連携、職業教育の振興に協力する企業等への顕彰などの取組が考えられ、充実が必要である*1。

(3) 専門的な知識・技能の高度化への対応と高等学校制度（特に専門高校）の改善の方向性

① 専門高校の5年制化

- 職業の多様化、科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られ、専門高校の教育内容の充実が重要であるが、例えば看護のように、分野によっては修業年限3年の本科における高等学校教育だけでは十分な教育を行うことができないという点が課題となっている。
- このことについては、例えば、分野によっては、専門高校の3年間の本科の教育課程と2年間の高度な教育課程を接続して、5年制化することも考えられるが、次のような観点を踏まえると、一律に考えることは難しく、当面は既存の制度を活用しつつ、高等教育機関との連携・接続を図ることが適当である。
 - ① 高等学校学習指導要領の改訂では、専門教科・科目の必履修単位数を増加しなかったこと
 - ② 専門高校からの高等教育機関への進学率が上昇傾向にあること
 - ③ 高等専門学校や高等学校専攻科で既に5年一貫教育が行われていること
- また、職業教育の高度化に関しては、各地域において、どのような潜在的ニーズがあるのかを把握することが必要となっている。

② 専門高校を基にした高等専門学校の設置の可能性

- 専門高校が、専門的な知識・技能の高度化に対応するためには、専門高校を基に新たな高等専門学校を設置する可能性及びその際の効果的な支援方策等についても検討が必要である。
- その検討に当たっては、専門高校と高等専門学校との現行の設置基準の違いや、学習指導要領、教科書検定、教員免許状制度の有無など制度上の隔りがあること、高

*1 独立行政法人雇用・能力開発機構では、職業能力開発大学の職業訓練指導員による工業高校等への支援について、指導員の派遣（63件）、教育訓練等の実施（52件）を行っている。（数字はいずれも平成19年度実績）

等学校の専門学科が普通科に併設されている場合が多いことなどを十分考慮に入れる必要がある。

③ 高等学校専攻科の在り方と高等教育機関との接続

- 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校卒業後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要であり、生徒のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、専修学校専門課程（専門学校）、高等学校専攻科^{*1} など多様な場が用意されていることが大切である。
- このうち、高等学校専攻科は、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている一方、今後の役割や法令上の具体的な位置付けが明示されていないことなどが課題となっている。
- 高等学校専攻科については、専門性を深める教育機関が存在しない地域において、地域と連携して、より専門性を深めた職業教育を実施することにより、地域の人材ニーズに対応した専門的職業人の育成を行う教育の場として活用するといった役割も考えられる。
- このような高等学校専攻科の役割を考えた場合、体系的な教育を行う機会としてより明確な位置付けが必要である。このため、高等学校専攻科の役割と併せて、高等学校卒業者が入学資格となっていることを踏まえつつ、教員資格の在り方など具体的な基準等の在り方について、検討が必要である。
- また、現行制度では、高等教育機関において高等学校専攻科の学修を単位として認定することはできず、高等学校専攻科修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。
- 高等学校専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、高等学校専攻科の教育の社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけではなく、地域における職業教育の振興に寄与するものと考えられるため、今後、制度的な課題について、高等学校専攻科の学校教育制度上での位置付けの在り方、大学教育の国際通用性にも留意しつつ、積極的な検討が必要である。

4. 専修学校高等課程(高等専修学校)におけるキャリア教育・職業教育の在り方

- 専修学校高等課程（高等専修学校）は、専門課程と同様に、その柔軟な制度的特性を生かし、社会的要請に弾力的にこたえる教育を行ってきており、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒などを対象に、実践的な職業教育・専門技術教育

^{*1} 高等学校専攻科の概要については、参考資料 p 59 参照。

の機会を提供している^{*1}。

- また、高等学校中途退学者や不登校経験者等も積極的に受け入れ、社会的自立を支援する教育機関としても一定の役割を果たしている。
- 専修学校高等課程における職業教育については、就職に、又は就職後に直ちに役立つ知識・技能等の修得に加え、対人関係能力、望ましい勤労観等を含め、社会人・職業人として自立するための能力の育成を強化する観点から、その制度面を含めて一層の充実に向けた検討を図る必要がある。
- また、高等学校との関係にも留意しつつ、相互の学習成果の評価や中学校におけるキャリア教育・進路指導との連携の推進などについて、今後更に検討を進めることが必要である。
- このほか、専修学校高等課程が、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等について他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。このような取扱いについて、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要について検討する必要がある。

*1 専修学校高等課程（高等専修学校）の制度の概要については、参考資料 p 6 8 参照。

IV 高等教育における職業教育の在り方

1. 高等教育制度の経緯と職業教育の課題

(1) 高等教育制度の経緯と職業教育

- 戦後の我が国の学校教育制度はいわゆる6・3・3・4の単線型の体系に整備された。高等教育については、戦前の高等教育機関が「普通教育を与える機会があまりに少なく、その専門化があまりに狭すぎ」^{*1} たのではないかという反省の下、旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関をすべて単一の四年制大学に改編し、幅の広い教養の基盤の上に学問研究と職業人養成を一体化させた。
- 中央教育審議会は、昭和29年及び31年に、戦後暫定的に整備された短期大学制度について、職業教育等に重要な役割を担う機関として恒久化を提言した。32年には、「今日、産業界において、旧制工業専門学校の卒業者に相当する技術者の要望が強いが（中略）このような技術者の養成は急務と思われる」^{*2} ことから、短期大学制度の改善と5年制の専門的職業人養成のための教育機関の必要性を提言した。
- 昭和33年には、専門的技術者養成機関の創設と短期大学の恒久化を含めすべて専科大学とする「専科大学法案」が国会に上程されたが、実現しなかった。37年には両者を切り離し、新たに工業教育を主体とする高等専門学校の制度が創設された。単線型の体系に属さない学校が誕生し、我が国の工業発展を支える技術者を養成してきたが、高等教育全体の中での規模は小さく、39年に恒久的な制度として確立した短期大学を含む大学制度が、高等教育進学希望者の主な受け皿として機能してきた。このような単線型の体系の中で、職業教育を含む幅広い機能が大学制度に期待されてきた。
- 昭和51年に整備された専修学校は、柔軟な制度的特性を背景に実際的な職業教育のニーズに応じた教育を展開してきた。
- 現在では18歳人口の約8割が高等教育機関に進学し^{*3}、社会や学習者からの多様な職業教育ニーズに対応している。

(2) 高等教育における職業教育の課題

- 我が国の人材育成における高等教育機関と産業界との関係性をみると、従来では、実践的な人材育成は主に就職後の企業内教育・訓練等の役割とされ、高等教育機関は入口段階における選抜機能を背景に、就職後に育成される能力等の基盤となる素質を

*1 文部省「学制百年史」

*2 中央教育審議会答申「科学技術教育の振興方策について」（昭和32年）

*3 18歳人口と進学率の推移については、参考資料p69参照。

持った学生を産業界に送り出す役割を果たしてきた。しかしながら、近年、高等教育が量的に拡大し、経済・社会情勢や人材育成の在り方等も変化する中で、次のような課題が生じている。

- ◆ 社会への入口段階で職業人として求められる能力が高度化・複雑化する中で、また、非正社員の増加等に伴い企業内教育・訓練を前提とした従来からの人材育成の在り方に変化も見られる中で、若年無業者や早期離職者の増加など、社会・職業へ円滑に移行できない学生が多く存在することが問題となっている。このような中で、高等教育機関が社会・職業との関連を重視した、実践的な職業教育の充実を図ることが課題となっている。
- ◆ 高等教育の量的拡大に伴い、多様な学生に対する多様な職業教育ニーズや、様々な職業・業種の人材ニーズにこたえることが求められる中で、高等教育機関が全体として、こうした多様なニーズに応じた職業教育の充実をどのように図っていくのが課題となっている。
- ◆ 我が国の国際競争力の向上のためには、企業や社会が職業教育に求めるものを高等教育機関が受け止め、より職業との関連を重視した教育を通じて求められる人材育成を図っていくことが課題となっている。また、個人が生涯を通じて、職業人として充実したキャリアを築いていくため、職業人として求められる能力の修得という要請に幅広くこたえる教育を充実させることが課題となっている。

2. 高等教育における職業教育の充実の方向性

(1) 高等教育における職業教育の充実のために必要な視点

高等教育における職業教育の諸課題を踏まえれば、次のような視点で職業教育の充実を図っていく必要がある。

①人材育成・キャリア形成に関する高等教育機関の役割の見直しと、自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開

高等教育機関が、「実践的な人材育成は企業の役割」といった考え方から脱却し、高等教育における職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業に円滑に移行させることがより重要になっていることから、職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開が必要である。

②職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性を生かした職業教育の充実

それぞれの高等教育機関が、職業教育の観点から果たす役割・機能と養成する人材像を明確にした上で、各機関の特性を生かした職業教育を充実させることにより、高

等教育機関が全体として、学生の多様な職業教育ニーズや、様々な職業・業種の人材ニーズにこたえていくことが重要である。

- ③教育界と産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力等の共有と、求められる能力の育成につながる教育の充実

教育界と産業界とが、国・地方・各機関など様々な段階において連携・対話を促進することにより、産業・雇用の将来像や求められる人材像・能力を共有するとともに、人材育成のための協力体制を構築し、こうした体制のもと、求められる能力の育成につながる教育を充実させていくことが重要である。

- なお、高等教育におけるキャリア教育については、その検討に当たって、職業の理解に関する教育や、初年次教育や専門教育への導入教育、将来の職業選択に関する教育に加えて、導入にとどまらず職業に必要な能力育成の一環として行われる教育や、また社会への円滑な移行支援など、多様な視点が含まれることから、今回は職業教育としてとらえた観点から該当する範囲において検討する。

(2) 高等教育における職業教育を通じて育成することが求められる能力

高等教育における職業教育を通じて育成することが求められる能力については、各高等教育機関が育成する人材像を明確化する中で、それぞれ検討されるべきものであるが、共通する点については次のように考えられる。

- 知識基盤社会においては、知識の高度化等に対応した専門的な知識や技術に加え、専門性を生かしつつ付加価値を生み出すための創造性、応用力、問題解決力等が必要となっている。
- 加えて、変化の激しい経済・社会情勢の中で、職業人として必要な能力を主体的に身に付けていくために必要な自己学習力やキャリアデザイン力等が不可欠となっている。

⇒ 高等教育における職業教育においては、次のような能力の育成が求められている。

- ① 職業分野において必要な専門的知識・技能
- ② ①を生かしつつ活躍していくために必要となる実践性、創造性、応用力、批判力、課題発見力、問題解決力等の能力
- ③ 自立した職業人として必要な自己学習力、キャリアデザイン力等

- なお、第Ⅰ章で述べたとおり、新規学卒者について、就職の段階で即戦力と言える状態にまで学校教育を通じて育成することは期待されていないことを踏まえれば、高等教育段階においてもこうした能力の確実な育成を求めることは、必ずしも即戦力型

の人材育成を追求するというのではない。学生が社会・職業への移行後も、企業内教育・訓練の機会も含めた様々な教育・訓練等の機会を活用しつつ、社会経済環境や職責等の変化に応じて必要となる能力を自ら身に付け、卒業後も職業人として成長していくことができるよう、その基盤として求められる能力を育成することが重要である。

3. 各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

(1) 各高等教育機関における職業教育の現状と課題

①大学・短期大学

- 大学及び短期大学は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」（教育基本法第7条第1項）ことを基本的な役割としている。教養教育と専門教育とがあいまって全人格的な発展の基礎を築くことを目的としており、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等を担っている。
- 大学全入時代を迎え学生が多様化し、職業人育成の観点から大学及び短期大学に求められる機能も多様化している現状がある。学生の出口管理が厳しく求められる中、大学・学部、短期大学それぞれの機能別分化と養成する人材像の明確化と、専門分野と職業との関係を踏まえた職業教育の質の確保が課題である。
- 専門分野と職業とのかかわりを見ると、工学、保健、家政、芸術等の分野では教育内容と職業との結び付きが比較的強く、特に業務独占資格等の育成を行う課程においては指定規則等により教育内容が規定されている。専門的知識・技能の高度化等に伴う専門教育の早期化傾向が見られる分野もあり^{*1}、専門性の修得に偏らないバランスのとれた職業能力の育成が求められる。
- 一方、人文科学、社会科学等の分野では、専門分野と職業との結び付きは必ずしも強くないのが現状である。こうした分野では、学生の職業観や、職業人として求められる能力の獲得への意識の形成を目的とした教育を意識的に行うことが求められている。
- 職業意識・能力の形成を目的とした教育（インターンシップの実施、職業観の育成のための授業科目の設置、企業関係者等による講演の実施など）は、全学部・短

*1 専門職業との結び付きの強い学部（例：医療、家政、芸術系）では専門教育の早期化や高度化が見られ、人文系、社会系などでは専門教育の学際化が進んでいる（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月））。

期大学のおおむね9割が実施^{*1}している。一方で、体験者数で見ると、授業科目として位置付けられているインターンシップの実施率は1割以下^{*2}である。また、大学の教育課程において実験・実習や演習といった授業形態により行われる科目は、単位数にしておおむね2割以下^{*3}である。

今後は、教育課程において職業人として求められる能力を実践的に身に付ける機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携し、社会で求められる職業人像と能力を明確にするとともに、そうした能力の修得につながる実践的な教育の更なる展開が期待される。

- 短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を主な目的としており、実学が重視され、実際の職業や実際の課題と深くつながった教育が展開されている。幼稚園教諭、保育士等の養成に当たる教育分野、栄養士、介護福祉士等の養成に当たる家政分野、看護師等の養成に当たる保健分野で学生数全体の約58%^{*4}を占める。短期大学は、これらの分野における専門職業能力のほか、職業横断的な実務能力の育成の役割を担っており、社会・地域の人材ニーズに対応した職業教育の展開が期待される。
- また、我が国では高等教育修了後の継続的な教育訓練の需要は高いものの、その機会が限られているとの分析^{*5}もある。職業能力の継続的な修得という生涯学習ニーズにこたえることは、大学及び短期大学の重要な役割の一つである。職業上求められる専門的知識・技能が多様化・高度化する中、生涯学習ニーズや社会人の継続教育・再教育ニーズにこたえていくことも重要である。

②高等専門学校

- 高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的としている。中学校卒業段階という早期からの5年一貫の体験重視型の専門教育を特色とし、応用力に富んだ実践的・創造的技術者の育成を行うと評価されて

*1 大学（学部）・短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況については、参考資料p 82・83参照。なお、86.7%の学部、88.7%の短期大学が実施。具体的な取組内容としては、企業関係者等による講演等の実施、職業観の育成等を目的とした授業科目の開設、インターンシップを取り入れた授業科目の開設、資格取得等を目的とした対策講座の開設など。

*2 職場体験・インターンシップの実施状況については、参考資料p 83参照。なお、体験者数で見たインターンシップ実施率は、大学8.3%、短大5.9%。

*3 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合については、参考資料p 93参照。

*4 短期大学の学科別学生割合については、参考資料p 70参照。

*5 日本労働研究機構・大卒者の職業への移行国際比較調査研究会「日欧の大学と職業—高等教育と職業に関する12ヵ国比較調査結果—」（日本労働研究機構調査研究報告書No. 143）によれば、日本における継続教育訓練へのニーズは12ヵ国中2番目と高いものの、実際の経験率は他国と比べて低い（長期の教育訓練の経験率は12ヵ国中7番目、短期の教育訓練については最下位）。

いる*1。

- また、技術の進歩を背景に、より高度の教育の継続を求める学生の増加に対応するため、現在、61の高等専門学校に専攻科が設置され、卒業後更に2年間の教育を行っている。こうした、本科と併せて計7年間の専門教育を受けることができる専攻科には、高等専門学校本科の卒業生の16%が進学している。
- 中央教育審議会では平成20年12月に「高等専門学校教育の充実について－ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して－」を答申した。その中では、高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなどの社会経済環境の変化に対応した高等専門学校教育の展開の必要性等について提言*2 がなされている。

③専門学校

- 専門学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的としている。柔軟な制度的特性を生かし、社会的要請に弾力的にこたえて多様な職業教育を展開し、実際的な知識や技術等を育成している。
- 企業等と密に連携した教育課程の編成や、企業等における実習等を重視した教育内容など、職業と関連した実践的な職業教育を重視している。教員も約半数が10年以上の実務経験を有する*3 など、実務知識・経験を重視している。
- 専門学校卒業生は、専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることを採用時に評価されており、専門性が高く評価*4 されている。今後は「より実践的な専門性を習得してきてほしい」といった期待や、問題解決力、応用力等を求める企業等の声*5 など、更に多様化する職業教育ニーズにどのようにこたえるかが課題である。
- また、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば激甚災害時における財政援助等について、他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。

*1 本年3月に取りまとめられたOECD高等教育政策レビューにおいても、「高等専門学校は質の高い職業教育を提供しており、高く評価すべき」と分析。

*2 「高等専門学校教育の充実について」(答申)については、参考資料p85参照。

*3 専門学校の専門分野別教員(本務及び兼務)実務経験年数割合については、参考資料p85参照。

*4 専門学校卒業生の採用理由と育成方針については、参考資料p86参照。

*5 専門学校教育に対する期待については、参考資料p86参照。

(2) 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

- 各機関がそれぞれの役割・機能と養成する人材像を明確にし、各機関の特性を踏まえた、より実践的な職業教育の充実を図り、職業人として求められる能力を確実に身に付けた学生を社会に移行させることが必要である。

①大学・短期大学

(大学・学部・短期大学の機能別分化と養成する人材像の明確化)

- 人材養成の観点からの大学の機能は、大学院では①研究者養成、②高度専門職業人養成に整理される。学士課程においては、①企業等で幅広く活躍する職業人の養成、②科学的・専門的知識を有する技術者の養成、③業務独占資格等を有する専門職の養成、④芸術・体育等特定分野の専門家の養成、⑤特定の職業を念頭に置かない職業・社会への準備教育等に分けられ、短期大学においては、このうち①③⑤に重点が置かれている。各大学・学部等ごとに重点を置く機能を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。ただし、こうした機能は固定的なものではなく、各大学・学部等ごとに重点の置き方は異なり、また地域や社会のニーズにこたえながら変化するものであることに留意が必要である。

- こうした役割を担う大学・短期大学を、広がりという観点から見れば、国際的卓越性を念頭に置いて教育を展開するものや、国内的なニーズにこたえるもの、あるいは地域的ニーズにこたえるものなどに分けられることに留意する必要がある。

- こうした機能別分化の下、各大学・学部、各短期大学が養成する人材像と能力を明確化し、更なる職業教育の質の向上を図ることが重要である。

(職業に必要な能力修得のための実践的な教育の展開)

- 企業等と連携した長期インターンシップの実施や PBL (Problem/Project Based Learning) などの演習型授業の充実、「産学人材育成パートナーシップ」*1のように、企業等との対話により、養成する人材像や職業能力を明確化し、産学双方の課題・役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人材交流の在り方等を検討することなどが考えられる。

(生涯学習ニーズ等への対応)

- 職業上求められる能力をいつでも身に付けることができるよう、履修証明プログラムの提供や、プログラムの内容等に応じ大学院の設置が考えられる。

(特に短期大学について)

- 特に、実学を重視する短期大学教育においては、資格等取得に必要なとなる知識・技能の修得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的

*1 産学人材育成パートナーシップについては、参考資料 p 84 参照。

見地を備えた専門的知識・技能の修得を目指すことが求められ、そうした観点から短期大学教育を通じた職業教育の充実が必要である。

- 実学を重視しつつ専門職業能力の育成と教養教育の調和のとれた職業教育の展開や、短期大学卒業者に求められる人物像を踏まえた職業能力の育成を図るとともに、高等教育のファーストステージとしての役割など、短期大学独自の現代的ニーズにこたえた職業教育の在り方についても明確化し、大学とは異なる視点で充実策を検討していく必要がある。

②高等専門学校

- 平成20年12月の答申の提言を踏まえ、地域の産業界等との連携の促進等による教育内容・方法等の充実、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等による教育研究組織の充実等が求められる。
- 近年、技術の進歩を背景に、専攻科への進学者や大学編入学者が増加している。このような教育内容の高度化に対する様々なニーズに対応するため、専攻科の位置付けの明確化を図るとともに、高等専門学校に期待されている人材養成機能に即した専攻科の整備・充実を進め、その一層の高度化についても検討する必要がある。
- また、専門高校が、専門的な知識・技能の高度化に対応するため、専門高校を基に新たな高等専門学校を設置する可能性及びその際の効果的な支援方策等についても検討が必要である。

③専門学校

- 制度的柔軟性を生かした弾力的な職業教育の展開が専門学校制度の特性である。集中的に専門性の修得に特化した教育を受けたいという要請から、2.(2)の①～③に掲げたような幅広い職業能力を身に付けたいという要請まで、幅広いニーズを受け止め、多様な職業教育が展開されることが期待される。
- また、激甚災害時における財政援助等の取扱いについて、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要について検討する必要がある。

(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

- 各高等教育機関における職業教育の充実に向けた取組を支援していく一方、次のような観点からは、職業教育の重要性を踏まえた高等教育システム全体の見直しが求められている。
- ①職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進

○ 1. (2)において指摘した諸課題の背景には、戦後の我が国の単線型の学校体系において、幅広い職業教育を含む多様な機能を大学制度に期待した結果として、職業教育の意義や位置付けがあいまいになり、職業実践的な学校教育が十分に展開されてこなかった面もある。諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備の状況^{*1}も参考に、職業実践的な学校教育を通じた人材育成を進める観点から、高等教育システムの在り方を見直すことが必要となっている。

○ 現行制度では大学・短期大学のみが、高等学校卒業後の学生等に対して、学校教育法第1条に規定する学校における「学校教育」としての職業教育を行う場と想定されている。大学・短期大学においては、設置認可に当たり、教員構成やカリキュラム構成等に学術性も併せて求められ、特に職業との結び付きが強い分野を除き、職業実践的な教育体制に特化できる仕組みにはなっていない^{*2}。

○ しかしながら、大学制度において求められる教員構成やカリキュラム構成を取らず、職業実践的な教育を展開する観点からの必要な基準設定、教育内容の質の保証等により、職業実践的な教育体制の下でいわゆる「学校教育」を展開していくことは可能である。

このような、学術性を特段に問わない、職業実践的な教育体制の枠組みを制度化することにより、職業実践的な学校教育を行う高等教育機関の整備が進むことが期待される。

②社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応

○ 質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の国際競争力を決定する重要な要因となっている。特に、社会経済環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められる状況にあって、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人を育成していく必要がある。

○ 各高等教育機関による職業教育の充実に期待するのみならず、企業や地域等と

*1 諸外国の職業教育に関する高等教育機関については、参考資料 p 95・96 参照。

*2 大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違については、参考資料 p 92 参照。なお、専門学校を転換させ大学の設置認可を受ける際には、博士・修士号を持つ教員の増員や、基礎分野（教養科目）の単位数の増加が図られている。

の連携・対話を制度的に確保し、人材育成のニーズや課題^{*1}を把握しつつそれらを反映した職業実践的な教育を提供する枠組みを、政策的に整備することにより、各高等教育機関において育成が求められる職業・業種の教育プログラムの整備を進め、積極的かつスピーディーに人材育成ニーズに対応していくことが求められている。

③高等教育全体における職業教育システムの構築

- 職業実践的な教育の新たな枠組みを制度的に整備していくことにより、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校とあいまって、高等教育機関全体として、我が国の成長を支える人材を育成するための職業教育システムを構築していくための契機となっていくことが求められている。
- また、専門高校卒業者に対し、より専門性を深めるための職業教育の機会を提供することが求められている中、職業実践的な学校教育の一貫した体系を整備することにより、こうしたニーズにこたえていくことが可能となる。

⇒ こうした要請にこたえるため、職業実践的な教育体制による学校教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成する枠組み、すなわち「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備を検討する必要がある。

(4) 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

- 職業実践的な教育に特化した枠組みについては、現行の学校制度において、実践的・創造的な技術者を育成する枠組みである高等専門学校制度が、優れた実績を上げ、高く評価されている^{*2}。しかしながら、高等専門学校は中学校卒業者を対象に5年一貫教育を行うものであり、その点から見れば、高等学校卒業者を対象とした新たな枠組みを検討する必要がある。
- こうした点を踏まえ、職業実践的な教育に特化した枠組みについては次のようなも

*1 人材需要に関する各種調査結果等については、参考資料 p 72～75 参照。なお、将来的な人材ニーズに関しては、政府の基本方針等において人材確保が求められている分野として、介護、環境、ものづくり等が挙げられている。また、多くの分野において、職務内容の多様化・高度化に対応した能力を有する人材を求める傾向にある。こうした将来的な人材ニーズについては、更に分析を行い、どのような職業・業種において教育プログラムの整備が求められているのか検討する必要があるが、求められる人材は時代環境等により変化が予想される。教育界と産業界の連携・対話により時々のニーズや課題を共有し、それらに応じた人材育成を行う枠組みを設けることが肝要である。

*2 高等専門学校においては、インターンシップや実験・実習等を重視したカリキュラムが展開されている。参考資料 p 83・93 参照。なお、戦前の旧制実業専門学校のカリキュラムにおいても、実験・実習等に多くが割かれ、こうした実践的な教育の在り方が戦後再評価されて高等専門学校の制度化につながった。参考資料 p 95 参照。

のとしてイメージすることができる。

① 目的

- 職業との関連性を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成するプログラム。

② 教育課程

- 実験や実習など、職業実践的な演習型授業の割合を重視（例えば、おおむね4～5割程度）。
- 関連分野の企業等への一定期間にわたるインターンシップの義務付け（実施体制の在り方について今後検討が必要）。
- 教育課程の編成過程における社会（関連分野の企業等）との連携・対話の制度的確保。

③ 教員資格・教員構成

- 実務卓越性（実務知識・経験の有無、職業資格等）を有する教員を一定割合求めるなど、実務経験等を重視。

④ 対象者

- 高等学校等卒業者。生涯学習ニーズにも対応。

⑤ 修業年限

- 2年若しくは3年の課程、又は4年以上の課程。

⑥ その他の校舎、専任教員数等の基準

- 大学・短期大学等における基準を基本。

- こうした枠組みを活用して育成することが求められる人材としては、例えば次に示すような分野・領域など、様々な職業・業種において求められる中堅人材として、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことのできる実践的・創造的な職業人が想定される。

（例示）^{*1}

- ・ハードウェア・ソフトウェアの設計・開発
- ・デジタルコンテンツの開発
- ・電子制御・ハイブリッドエンジン等の技術進歩に対応した自動車整備分野
- ・バイオテクノロジー分野におけるソフトウェアを用いた生命情報の処理
- ・観光ビジネス、環境マネジメントなど、時代の変化に対応したビジネス実務分野
- ・知識・技能の高度化・専門分化への対応が必要とされ、既に職業に就いている者に対して更なる教育プログラムの提供が求められる分野

（5）具体的な制度化の検討

- こうした教育プログラムの枠組みを制度化していくこととした場合、大枠として①大学制度の枠組みの中における検討と、②大学・短期大学等と別の学校としての検討

^{*1} ここに列挙した分野・領域は、議論の中で例として挙げられたものであり、実際にはより幅広い分野での育成が考えられる。今後、人材ニーズの分析とあわせてさらに検討する必要がある。

とが考えられる。

- 大学制度の枠組みの中において検討する場合、例えば、実質的に2種類の大学制度を設けることになり、学士等の学位の国際通用性の確保が課題となるのではないか、また、こうした職業実践的な教育に特化した枠組みを大学制度に設けることは高等教育政策の方向性に合致するかといった課題がある。
- 大学・短期大学等と別の学校として検討する場合、例えば、制度面・実体面から既存の大学等との関係をどう整理するのか、また、社会的な認知が適切になされるかどうかといった課題がある。
- これらの検討課題を比較すると、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが適切と考えられるが、これについては、その必要性も含め、具体的な制度設計や質保証の在り方と併せて更なる検討が必要との意見があるところであり、今後更に、大学・短期大学等における職業教育の充実方策を含め、総合的に検討していく必要がある^{*1}。

4. 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育の充実のための方策

- 経済・社会情勢がめまぐるしく変化する中で、高等教育機関には、我が国の産業や社会をしっかりと支えていく人材を育成することがこれまで以上に期待される。こうした要請にこたえるため、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育に係る優れた取組等を支援する仕組みなどを検討する必要がある。
- このほか、我が国の学校制度における新しい職業教育のシステムを形成していく観点からは、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育の更なる充実を図ることが極めて重要であり、質の確保、社会との連携・対話の確保、生涯学習ニーズへの対応等といった観点も含め、そのための方策について検討が必要である。

*1 検討に当たっては、前述の人材ニーズの分析や、育成が求められる分野・領域の検討をはじめ、詳細に行う必要がある。

V 各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方

1. キャリア教育・職業教育の質の保証・向上

(1) 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等の明確化

- これまでの審議においては、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等について、例えば次のような意見が出された。

- ・能力（態度・行動様式）：コミュニケーション能力、粘り強さ、課題発見・課題解決能力、変化への対応力、協調性、共に社会をつくる力、健全な批判力、段取りを組んで取り組む力 など
- ・知識：労働者としての権利・義務 など
- ・価値観：勤労観、職業観、倫理観 など

- 他方、中央教育審議会においては、初等中等教育については「生きる力」を、学士課程教育については「学士力」を提言している。

また、職業との関連を中心に整理したものとしては、国立教育政策研究所における「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」（いわゆる4領域・8能力）、経済産業省における「社会人基礎力」、厚生労働省における「就職基礎能力」等の提案が見られるところであり、経済団体等においても、新規卒業者に求める資質・能力等について、アンケート等を行っている*1。

- 今後、「生きる力」（及びその育成を理念とする学習指導要領）や「学士力」との整合性を踏まえつつ、4領域・8能力等を含めて全体的な整理を行い、内容を具体化していくことが必要である。

- その際、初等中等教育と高等教育段階で、教育課程の編成、評価等のシステムやアプローチが異なる中で、どのように相互の円滑な接続を図り、どのような能力等をどのようにはぐくみ、それを保証していくのかという観点から、議論を深めていくことが求められる。

また、このような能力等について論ずるに当たっては、ともすれば、理想論から、各職場のトップクラスの人材（ベスト・アンド・ブライテスト）に求める資質・能力等が挙げられるきらいがあるが、当部会の審議においては、すべての学生・生徒等の社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に最低限必要な能力等として議論していくことが適当である。

- なお、これらの能力等は、キャリア教育・職業教育のみによってはぐくまれるもの

*1 参考資料 p 98～101 参照。

ではなく、部活動^{*1}も含めた学校教育全体を通じてはぐくむべきものであり、また、その育成に当たっては、学校のみならず、家庭や地域の役割も重要である。しかしながら、将来の社会人・職業人としての在り方・生き方と、現在の学びとを結びつけるキャリア教育の視点や、実験・実習等による実践的な学習を重視する職業教育の手法は、これらの能力等をはぐくむ上でも有効であり、このような観点からも、キャリア教育・職業教育の充実が求められる。

(2) 後期中等教育における職業教育の質の保証・向上

- 職業教育が多様化する中、専門高校等に通う生徒の学習意欲を向上させ、就職を希望している者にとって一定の知識・技能を育成するよう、職業教育の質の保証・向上を図るためには、教育内容の質を高める研究を進めるとともに、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策の検討が必要である^{*2}。
- このような観点から、例えば、次のような取組について、更に検討が必要である。
 - ① 職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と高等学校における教科・科目との関連性を明確にし、その過程の可視化・明確化を図る取組
 - ② 各専門学科の校長会等で実施されているような、実技等を取り入れた各種検定試験制度の積極的な活用
- また、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策の一つとして、筆記試験・実技試験・平常点を組み合わせた評価方法を構築することが考えられるが、企業では総合的な力が求められているとすれば、特定の知識・技能だけでなく平常点も組み合わせた評価には、一定の意義があるとの意見があったほか、学習意欲を高める観点で言えば、各種検定試験制度や競技会への挑戦等で十分ではないかという意見などがあったところであり、更に検討が必要である。

(3) 高等教育における職業教育の質の保証・向上

- 高等教育の質の保証・向上の検討に当たっては、各機関が担う人材養成機能と養成すべき人材像を明確化し、育成する能力に応じた職業教育の質の向上を図るといった観点から検討が必要であるが、その具体的方策については第IV章で示した各高等教育機関における職業教育の充実の方向性等を踏まえ、引き続き検討が必要である。
- また、多くの就業者にとって社会に出て行くための学校教育の最終段階である高等教育修了の段階では、社会への移行に当たり、本人の主体的・自律的選択が求められ

*1 平成20年3月に公示された中学校学習指導要領、平成21年3月に公示された高等学校学習指導要領において、部活動は「学校教育の一環」として位置付けられている。

*2 普通教科・科目に関する学習成果を客観的に評価する方策の一つとしては、高等学校の指導改善や大学等の初年次教育、大学入試などに高等学校・大学等が任意に活用できる学力検査（「高大接続テスト（仮称）」）に関する協議・研究が実施されている。

る時であり、職業指導（キャリアガイダンス）や、キャリアセンター等による、職業・就職に関する情報の提供や相談体制などの機能がとりわけ重要になっている。

なお、欧州やオーストラリアにおいては、職業に必要な知識・技能等の透明化と認証に向けた取組として、学位と職業の資格枠組みの構築が進められつつある。我が国においても、欧州との社会背景の違いや日本の労働市場の在り方に留意しつつ、これらの取組を参考として、生涯にわたる学習成果の評価の在り方や学習の促進の方策について今後検討が必要である。

2. 中途退学者等への支援

- 高等学校の中途退学者は年間約7万3000人おり、高等学校教育を十分に受けることができていない者が存在する一方で、高等学校卒業程度認定試験の出願状況では、出願者の約半数が高等学校中途退学者であり^{*1}、このような者に対する教育支援は、社会的・職業的自立を促していく上でも極めて重要である。
- このため、各高等学校においては、キャリア教育・進路指導に関する校内体制の整備の充実が必要である。また、中途退学者の実態について、学校としてもその実態を把握し、必要に応じて、中途退学後の生徒のキャリア形成に関し、適切な進路等のカウンセリングを行っていくことが望まれる。
- また、生徒への適切なカウンセリングを行うためには、高等学校は地域のほかの高等学校や専修学校高等課程等についての情報を十分収集することが必要である。さらに、中途退学者のような困難を抱える若者の支援に当たっては、地域間で取組にばらつきがある、利用者にとって分かりやすい相談窓口の設置など体制の整備が十分でない、関係機関間のネットワークづくり、継続的な連携協力が図られにくいなどの課題が指摘されている^{*2}。このため、先般成立した子ども・若者育成支援推進法も踏まえつつ、労働関係部局などの若者の社会的・職業的自立を支援する機関等との連携を図り、学校教育から社会的・職業的な自立への一貫した支援を推進することが考えられる。
- なお、中途退学した者に対する教育支援については、高等学校等だけではなく、高等教育機関においても同様に課題であることから、キャリア教育・職業教育の観点からどのような支援が考えられるか、更に検討を深めることが必要である。

*1 文部科学省調べ。

*2 「早急に確立されるべき子どもと若者総合支援策」（平成20年10月 子どもと若者総合支援勉強会 最終まとめ）参照。

3. 学校と産業界をはじめとする地域の連携、学校間や関係府省間等の連携

(1) 学校と産業界をはじめとする地域の連携

○ 平成20年7月に策定された教育振興基本計画においては、基本的考え方の一つとして、「横」の連携、すなわち、教育に対する社会全体の連携の強化を挙げており、「地域住民や企業等も受け身的な立場にとどまることなく、社会の一員として教育に責任を共有するとの認識の下、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することなどが期待される」としつつ、「社会の多様な主体が多様な形態で教育にかかわることは、働くこと、社会とつながり、社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げることにもなる」としている。

○ 特に、キャリア教育については、社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度をはぐくむものであり、産業界等の地域社会との連携の下に推進していくことが不可欠である。

また、職業教育についても、職業に「従事」するために必要な知識、技能、態度をはぐくむという性質や、地域によって産業構造・就業構造、人材ニーズ等が大きく異なることなどから、「地域の人材は地域で養成する」という観点に立ち、地域の産業界や関係機関等との密接な連携の下に行われることが不可欠である。地域の産業界等との連携の下での職業教育の充実は、近年大きな課題となっている地域の自立や活性化の観点からも、大きな意義を有するものであり、地方公共団体等における積極的な対応が求められる。

○ 産業界をはじめとする地域との具体的な連携方法としては、まず、職場見学や職場体験等の体験活動の充実が挙げられる。例えば、小・中学校等における児童生徒の発達段階に応じた系統的な体験活動として、小学校では、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などが、中学校では、5日間の職場体験などが実施されており、学校以外の場でも児童生徒のキャリア発達が促進されるよう、地域の教育力を活用しつつ、体験活動を充実させていく必要がある。

また、専門高校においては、将来の地域の産業・社会を担い発展させることができる人材の育成という役割を果たすことが求められていることにかんがみ、地域の産業界との連携を図り、就業体験や職業の現場における長期間の実習を積極的に取り入れることの検討が必要である。

大学等においては、企業等と連携した大学院博士課程学生の長期インターンシップや、例えば、地域が当面する課題の解決策を協働して考えることを目的、内容とする演習型授業等が実施されているところであり、こうした地域と連携した実践的な教育の充実に向けた検討が必要である。

なお、職場見学や職場体験等については、産業界等の積極的な協力の下に実施されているが、学生・生徒等の受入れには負担を伴うことにもかんがみ、各学校段階において、受入れ先の負担やニーズに十分配慮しつつ、より効率的・効果的に実施することが必要である。また、単に体験したということだけで終わらないよう、学校において事前・事後の指導・学習を充実させることや、学校段階や卒業後を通じ、体験の成

果を引き継いでいく工夫も求められる。

- さらに、産業界や地域社会には、社会人・職業人としての知識や経験の豊富な人材が数多くいる。また、現実にもボランティアを通じて地域における子どもたちの育成の支援が行われている。このような地域の人々の「志」をキャリア教育の推進に生かしていくためには、支援の方法に様々な形があることを提示しつつ、産業界や地域の人々の協力を仰いでいくとともに、学校の求めているニーズと地域の人々の意志を調整していくことが必要である。例えば、学校支援地域本部や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携・協力の下に行われる教育活動の中でも、キャリア教育に取り組んでいくことが望まれる。また、キャリア教育を推進するために学校と地域の調整を行うコーディネーター等を育成するとともに、これらの人々が活躍することによって、様々な活動が展開されることも期待される。
- また、学校は、地域の産業や雇用の状況を踏まえ、人材の育成ニーズをとらえながら教育を進めていくことが求められている。このため、地域の高等学校や大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業訓練施設の適切な役割分担の下、地域のニーズに即した人材育成を計画的に行っていくための仕組みの構築に向けた検討が必要である。加えて、「産学人材育成パートナーシップ」のように、産業界との対話による大学と産業界が協働して解決すべき課題等の検討も必要であり、文部科学省、厚生労働省、経済産業省など関係府省間の連携の強化も求められる。

(2) 学校間の連携・協力等

- 組織的・計画的なキャリア教育を行うためには、学校種間の円滑な接続を図ることが重要である。そのためには、各学校段階を通じたキャリア教育の推進体制の構築が必要であり、キャリア教育に関する学習の過程や成果の情報を集積し、それを次の学校へ引き継いでいくとともに、小学校と中学校、中学校と高等学校、高等学校と大学等の間の連携・協力が必要である。
- このため、生徒のキャリア教育・職業教育に関する学習活動の過程や成果に関する情報を集積し、生徒の振り返りや学校の指導に活用するとともに、その履歴を次の学校に引き継いでいく仕組みが必要である。
- 学習活動の過程・成果に関する情報を集積・活用する仕組みとして、学習ポートフォリオを作成し、次の学校へ引き継いでいくことが考えられるが、キャリア教育は振り返りであり、生徒の振り返りや学校の指導に活用する仕組みは重要との意見があったほか、集積した情報を効果的に活用する教育プログラムを同時に開発することが必要などの意見があったところであり、更に検討が必要である。
- また、高等学校においては、生徒の興味・関心、進路希望等に適切に対応するためには、各学科の教育力を生かした協力や先進的な取組の共有などが必要であり、学校間連携の充実や教育委員会による取組の検討が必要である。

- このほか、国レベルでは、例えば、職業能力開発を担う厚生労働省や、企業やNPO等の民間主体の組織・人材の育成を担う経済産業省等の関係府省間での連携・協力を通じ、より効率的・効果的にキャリア教育・職業教育を実施する必要がある。

審議經過報告 參考資料

— 審議経過報告参考資料 目次 —

I 現状と課題 II 改革の基本的方向性

○若者の現状	49
○雇用の現状	49
○就職者の全体構成の推移	50
○職業別就職者数の推移	51
○就職者数の推移(学校種別)	51
○就職率の推移(学校種別)	52
○進学率の推移	52
○後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況	53
○各学校種の主な制度	53
○日本の学校系統	54
○キャリア教育・職業教育等の現状	54
○企業から見た人材の現状	55
○体験活動の成果	55

III 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方

○学校数の推移(学校種別)	56
○生徒数の推移(学校種別)	56
○中学校卒業者の進路状況	57
○高等学校の目的・目標、制度の概要	57
○高等学校の学科数・生徒数(学科別)	58
○高等学校の学科数の推移(学科別)	58
○高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移	59
○高等学校専攻科の概要	59
○高等学校卒業者の進路状況の推移	60
○高等学校卒業者の進路状況の推移(普通科・専門学科別)	60
○高等学校卒業者の進路別の割合(学科別)	61
○卒業後、進学も就職もしていない者の割合	61
○学歴別の正社員割合	62
○高等学校卒業者の就職率(都道府県別)	62
○高等学校卒業者の職業別就職割合(学科別)(昭和45年3月)	63
○高等学校卒業者の職業別就職割合(学科別)(平成20年3月)	63

○高等学校卒業者の産業別就職割合(学科別)(昭和45年3月)	64
○高等学校卒業者の産業別就職割合(学科別)(平成20年3月)	64
○科目「産業社会と人間」の概要	65
○科目「産業社会と人間」の取組例①	65
○科目「産業社会と人間」の取組例②	66
○公立高等学校におけるインターンシップの実施状況①	66
○公立高等学校におけるインターンシップの実施状況②	67
○特別免許状制度	67
○特別非常勤講師制度	68
○専修学校高等課程(高等専修学校)の制度の概要	68
○専修学校高等課程(高等専修学校)の状況	69

IV 高等教育における職業教育の在り方

○18歳人口、進学率の推移	69
○大学の学校数及び学生数の変遷	70
○大学の学科別学生割合	70
○短期大学の学校数及び学生数の変遷	70
○短期大学の学科別学生割合	70
○高等専門学校(高専)の学校数及び学生数の変遷	71
○高等専門学校(高専)の学科別学生割合	71
○専門学校の学校数及び生徒数の変遷	71
○専門学校の学科別生徒割合	71
○職業別就業者構成割合の変遷	72
○産業別労働者の過不足状況判断(D.I.:「不足」-「過剰」)	72
○職種別労働者の過不足状況判断(D.I.:「不足」-「過剰」)	73
○新規求人倍率の推移	73
○将来的な雇用ニーズに関する提言等	74
○今後求められる人材養成の方向性に関する提言等	74
○技術者に求められる能力	75
○技能者の過不足状況	75
○大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び 関連する資格例	76
○主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等	79
○大学(学部)における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況	82
○短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況	83
○職場体験・インターンシップの実施状況	83

○大学等における職業意識の形成に関わる授業科目の開設状況に 関する学校数の割合	84
○産学人材育成パートナーシップ	84
○高等専門学校教育の充実について	85
○専門学校の専門分野別教員(本務及び兼務)実務経験年数割合	85
○専門学校卒業生の採用理由と育成方針	86
○専門学校教育に対する期待	86
○大学の関係学科別進路別卒業生割合	86
○短期大学の関係学科別進路別卒業生割合	87
○高等専門学校の進路別卒業生割合	87
○専門学校の学科別卒業生割合	88
○専門学校の大学への編入生割合	88
○大学の関係学科別産業別就職者割合	88
○大学の関係学科別職業別就職者割合	89
○短期大学の関係学科別産業別就職者割合	89
○短期大学の関係学科別職業別就職者割合	90
○高等専門学校の関係学科別産業別就職者割合	90
○高等専門学校の関係学科別職業別就職者割合	91
○専門学校の関係学科別産業別就職者割合	91
○専門学校の関係学科別職業別就職者割合	92
○大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違	92
○大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合①(大学)	93
○大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)	93
○専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の割合	94
○大学生が受けた授業の形態別割合(4年以上)	94
○旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例	95
○諸外国の職業教育に関する高等教育機関	95
○諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向	96

V 各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方

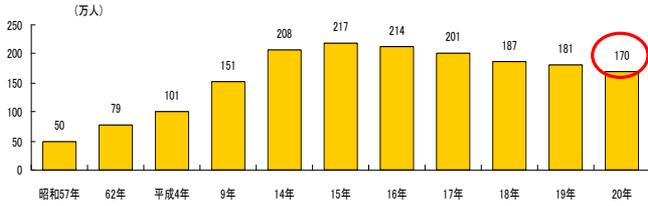
○「生きる力」	98
○「学士力」	99
○職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み(例)	99
○「社会人基礎力」	100
○「就職基礎能力」	100
○新規採用にあたって重視する点	101

I 現状と課題 II 改革の基本的方向性

若者の現状

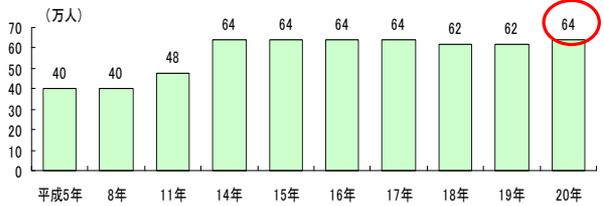
フリーターは170万人、若年無業者は60万人超

○フリーターの数の推移



(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、
 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年よりは若干内容が異なり、単純な比較はできない)
 資料:総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、
 総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

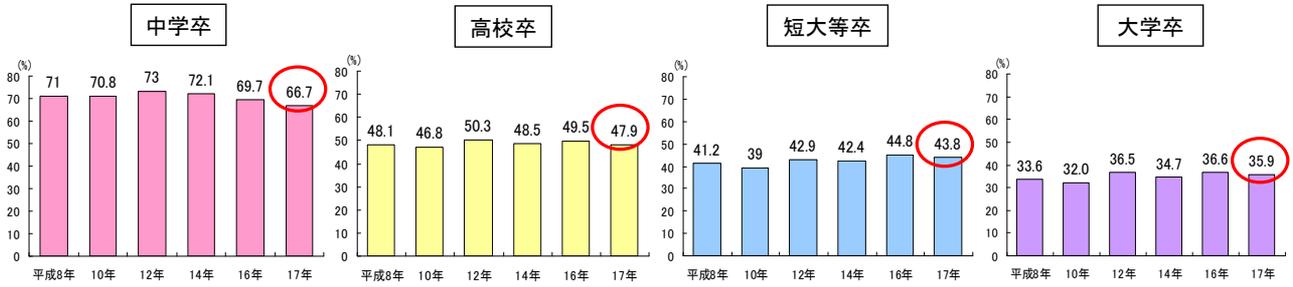
○若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。
 資料:総務省統計局「労働力調査」

中卒で約7割、高卒で約5割、大学等卒で約4割が就職後3年以内に離職

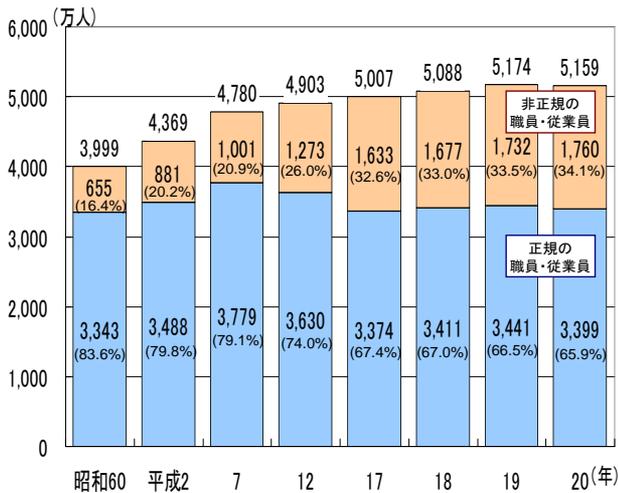
○新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移



資料:厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」各年いずれも3月卒を示す

雇用の現状

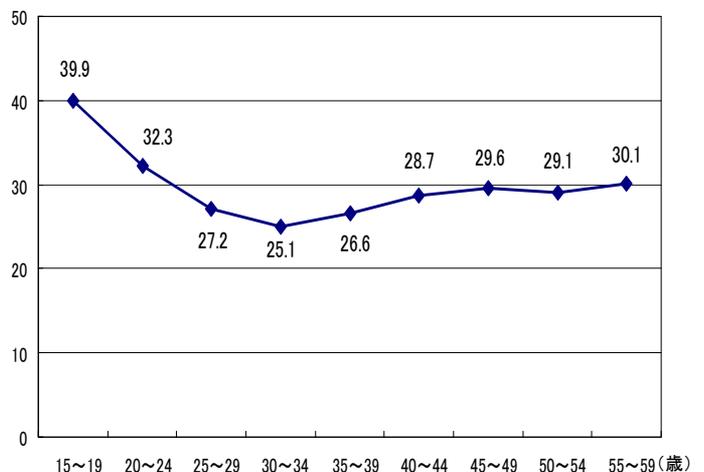
○雇用形態別雇用者数の推移



※平成12年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、
 平成17年以降は「労働力調査詳細集計」(年平均)

資料:総務省「労働力調査」

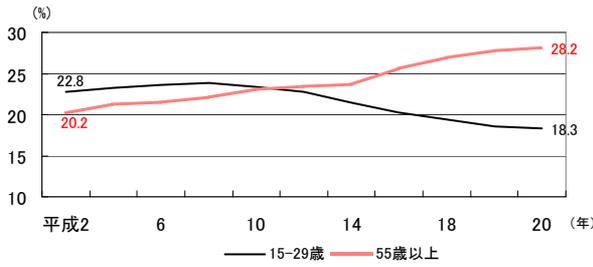
○年代別非正規雇用の比率(平成19年)



(注)非正規雇用とは、雇用者のうち、会社などの役員、正規の職員・従業員を除いた雇用者の割合(除く在学者)

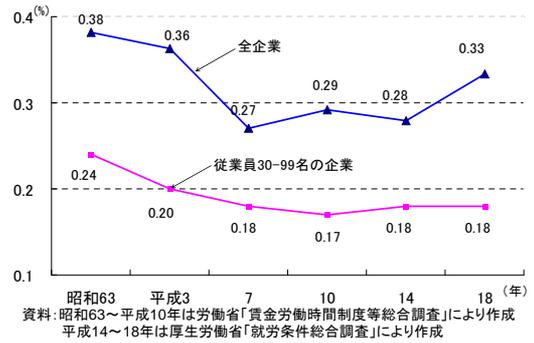
資料:総務省「就業構造基本調査」

○就業者に占める若年者・高齢者の割合の推移



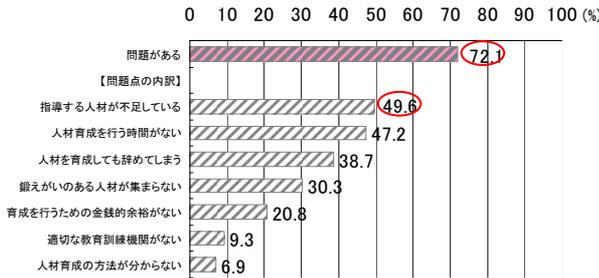
資料：総務省「労働力調査」

○労働費用に占める教育訓練費用の割合の推移



資料：昭和63～平成10年は労働省「賃金労働時間制度等総合調査」により作成
平成14～18年は厚生労働省「就労条件総合調査」により作成

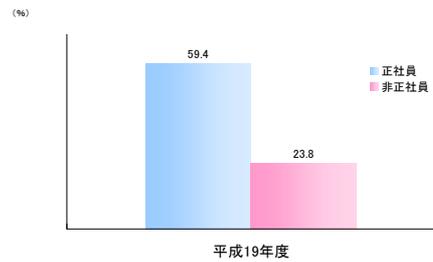
○人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳



※問題点は複数回答

資料：厚生労働省「能力開発基本調査」(平成20年度)

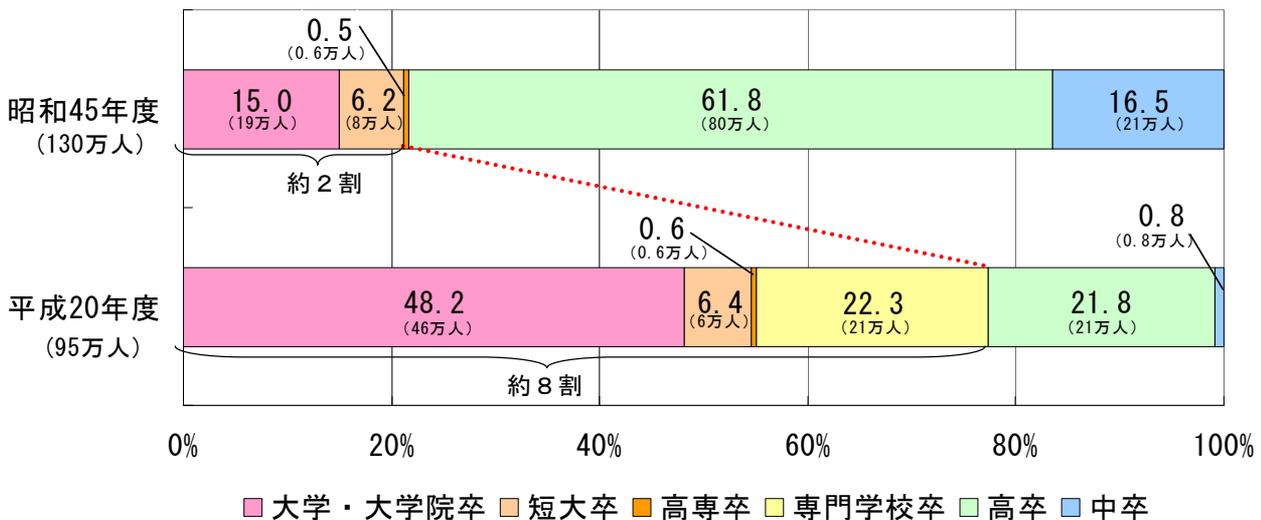
○計画的OJT・OFF-JTの実施状況



※計画的OJT(日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、計画書を作成するなどして段階的・継続的に教育訓練を実施するもの)を実施した事業所の割合。
資料：厚生労働省「能力開発基本調査」(平成20年度)

就職者の全体構成の推移

近年、就職者は高等教育修了者が中心に(昭和45年度:約2割→平成20年度:約8割)

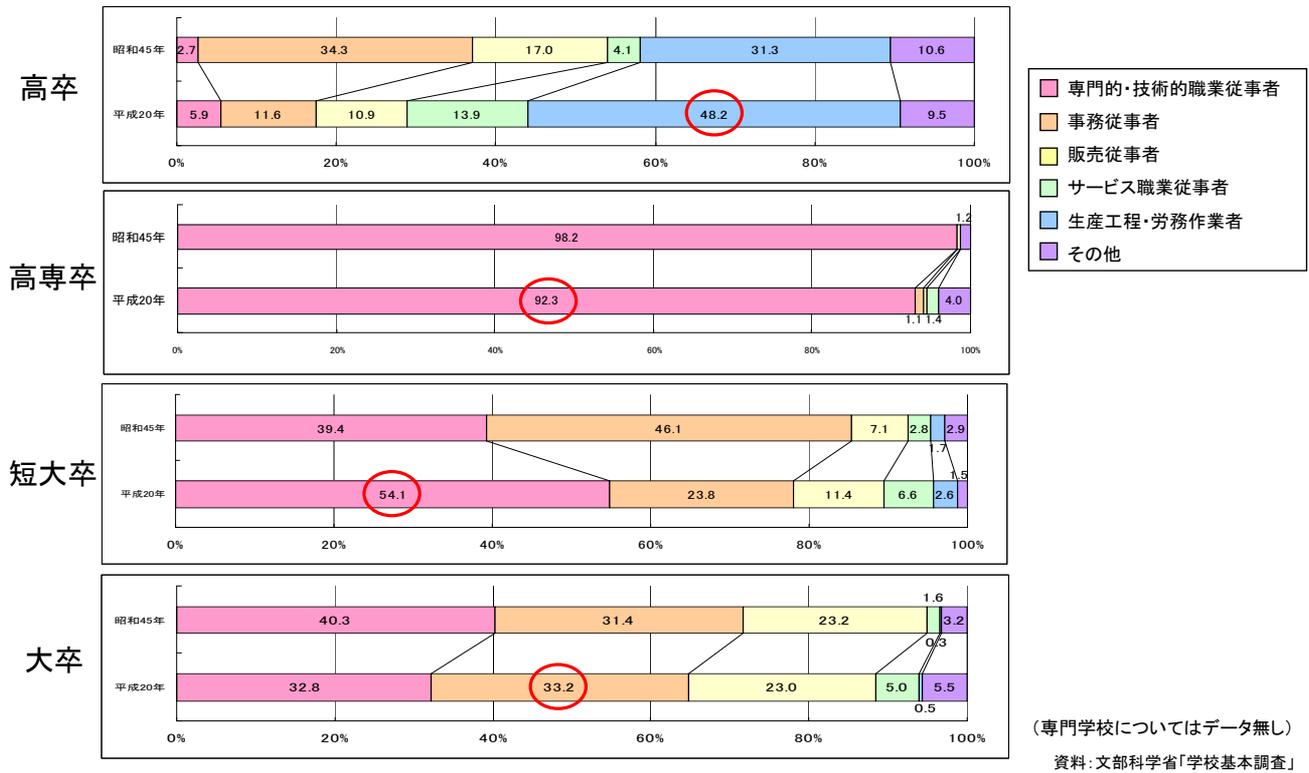


※専修学校制度は昭和51年度に創設

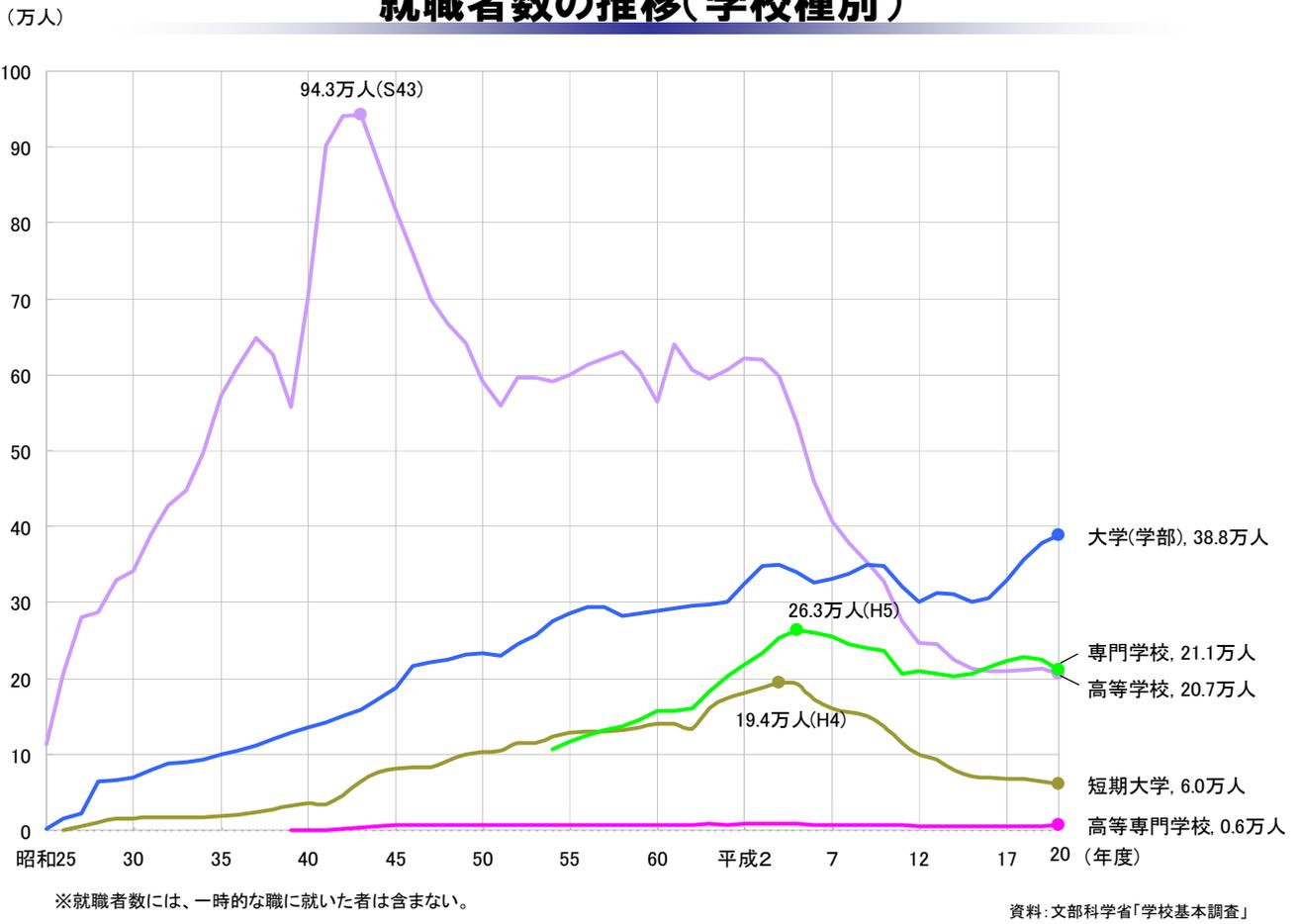
資料：文部科学省「学校基本調査」

職業別就職者数の推移

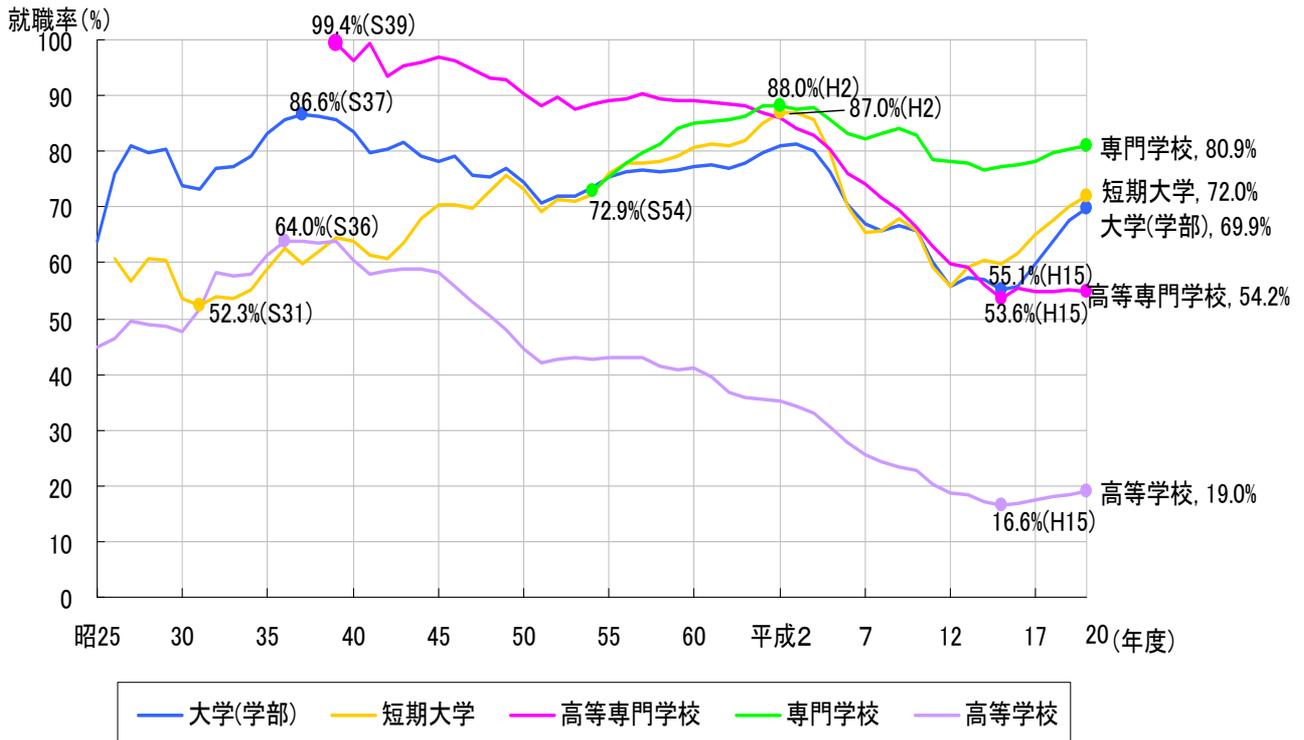
高卒は生産工程・労務作業、高専・短大卒は専門的・技術的職業従事者、大卒は事務従事者が最も多くなっている。



就職者数の推移(学校種別)



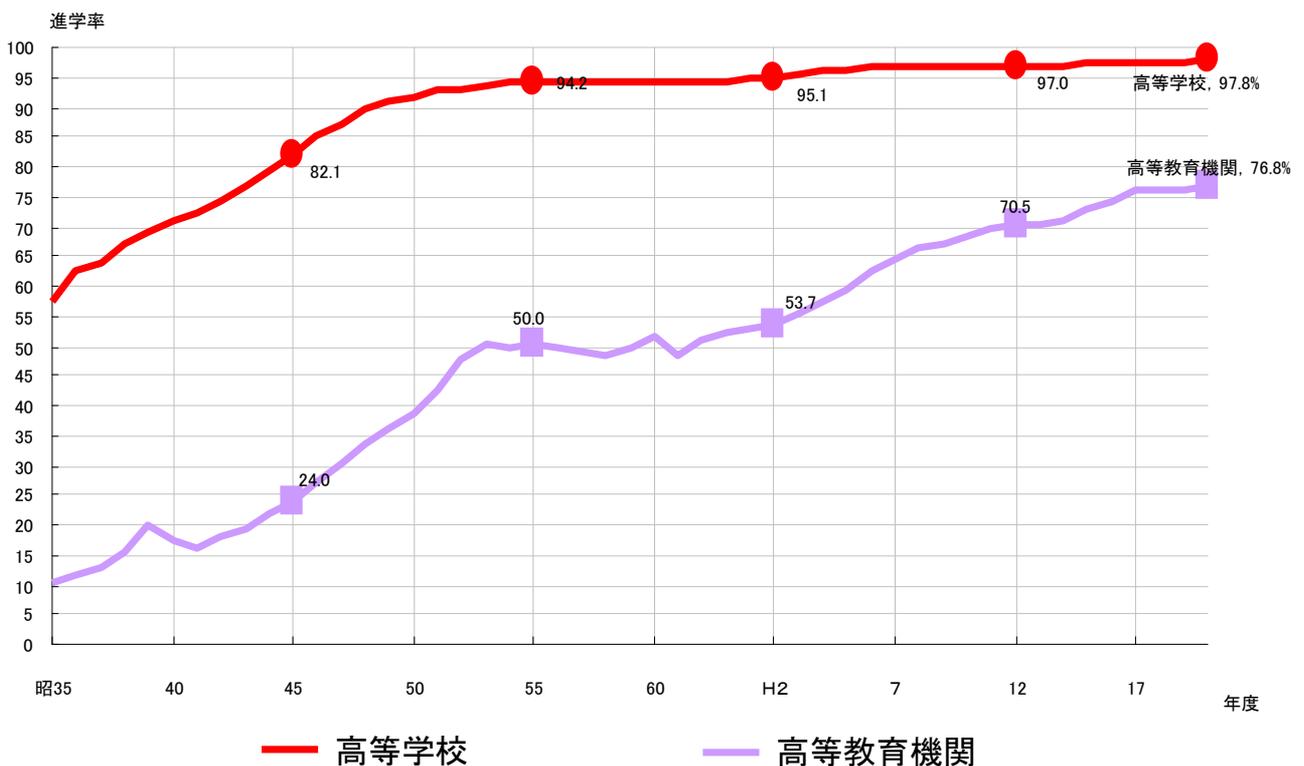
就職率の推移(学校種別)



※就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。
 ※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料: 文部科学省「学校基本調査」

進学率の推移



※データは、高等学校、高等教育機関への進学率を示す
 ※高等学校について、昭和59年以降通信制への進学含む

後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況

	学校数(比率)	学生・生徒数(比率)	国公私比率(学校数)			分野別比率
			国立	公立	私立	
高等学校	5,243	3,358,711	0.3% (16)	74.5% (3,906)	25.2% (1,321)	
普通科	4,359 (56.6%)	2,427,838 (72.3%)	—	—	—	
専門学科	3,013 (39.1%)	771,664 (23.0%)	—	—	—	農業11.5% <u>工業35.2%</u> 商業29.6% 水産1.2% 家庭6.0% 看護1.7% 情報0.4% 福祉1.3% その他13.2%
総合学科	328 (4.3%)	159,209 (4.7%)	—	—	—	
高等専修学校 (専修学校高等課程)	503	38,731	1.0% (5)	1.6% (8)	97.4% (490)	工業11.0% 農業0.02% <u>医療35.8%</u> 衛生14.7% 教育・社会福祉3.6% 商業実務17.5% 服飾・家政9.0% 文化・教養8.5%
専門学校 (専修学校専門課程)	2,968	582,864	0.4% (11)	6.8% (202)	92.8% (2,755)	工業14.2% 農業0.6% <u>医療33.8%</u> 衛生12.5% 教育・社会福祉6.9% 商業実務9.9% 服飾・家政3.6% 文化・教養18.6%
高等専門学校	64	56,135	85.9% (55)	9.4% (6)	4.7% (3)	商船学科2.0% <u>工業学科96.6%</u> その他(情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科、経営情報学科)1.4%
短期大学	417	166,448	0.5% (2)	7.0% (29)	92.6% (386)	人文科学12.4% 社会科学12.0% 教養1.4% 工業3.5% 農業0.8% 保健7.6% 家政20.8% <u>教育29.8%</u>
大学	765	2,520,593	11.2% (86)	11.8% (90)	77.0% (589)	人文科学15.6% <u>社会科学35.8%</u> 理学3.3% 工学16.3% 農学3.0% 医・歯学2.5% 薬学2.2% 家政2.6% 教育6.1%
専門職大学院	123	23,033	34.1% (42)	4.9% (6)	61.0% (75)	人文科学0.7% <u>社会科学90.7%</u> 工学1.0% 医・歯学0.6% 教育3.1%

※通信教育については含まない。

※高等学校の学校数は、複数の学科を併置する学校があるため、各学科の総計と異なる。

※学生・生徒数については本科、学部のみ。

※国公私比率は学校数ベース、分野別比率は学生・生徒数ベース。

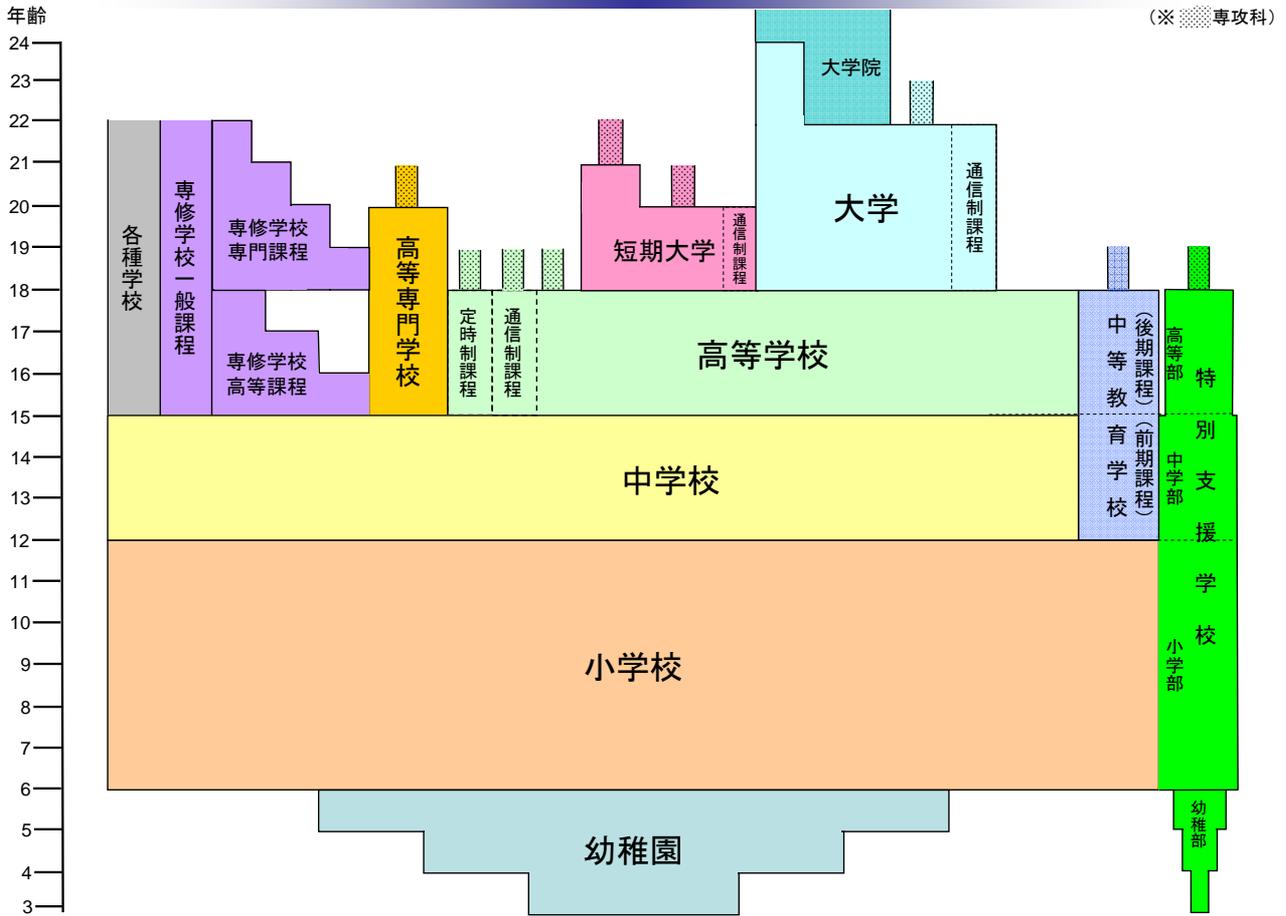
※専門職大学院の学校数は、大学の内数。

資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)

各学校種の主な制度

	高等学校	専修学校	高等専門学校	短期大学	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成すること	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
入学資格	中学校等を卒業した者等	高等課程: 中学校等を卒業した者等 専門課程: 高等学校等を卒業した者等	中学校等を卒業した者等	高等学校等を卒業した者等	
修業年限	3年 (定時制・通信制:3年以上)	1年以上	5年 (商船:5年6月)	2年又は3年	4年 (医・歯・薬・獣医:6年)
卒業・修了要件	74単位以上	1年以上在学 年間授業時数800時間以上 (大学に編入できる専門課程:2年以上、1700時間以上) (専門士の称号を得られる専門課程:2年以上、1700時間以上) (高度専門士の称号を得られる専門課程:4年以上、3400時間以上)	167単位以上 (うち一般科目75単位以上、専門科目82単位以上)	2年以上在学、62単位以上 (修業年限3年の短大:3年以上在学、93単位以上)	4年以上在学、124単位以上 (医・歯:6年以上、188単位以上) (薬学:6年以上、186単位(うち実習20単位以上)以上) (獣医:6年以上、182単位以上)
教職員	置くべき職員: 校長、教頭、教諭、事務職員 置くことのできる職員: 副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭等	置くべき職員: 校長、相当数の教員	置くべき職員: 校長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員: 講師、技術職員等	置くべき職員: 学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員: 副学長、学部長、講師、技術職員等	
設置者	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体の他、次に該当する者 ・専修学校経営に必要な経済的基礎 ・専修学校経営に必要な知識・経験 ・社会的信望	国、地方公共団体、学校法人		
設置認可	市町村立:都道府県教育委員会 私立:都道府県知事		文部科学大臣		

日本の学校系統



キャリア教育・職業教育等の現状

教育基本法(平成18年12月改正) 抄

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定) 抄

(4)特に重点的に取り組むべき事項

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

○ キャリア教育や専門高校における職業教育の推進

中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、キャリア教育を推進する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を重視するなど、職業教育の活性化を促す。

○ 専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進

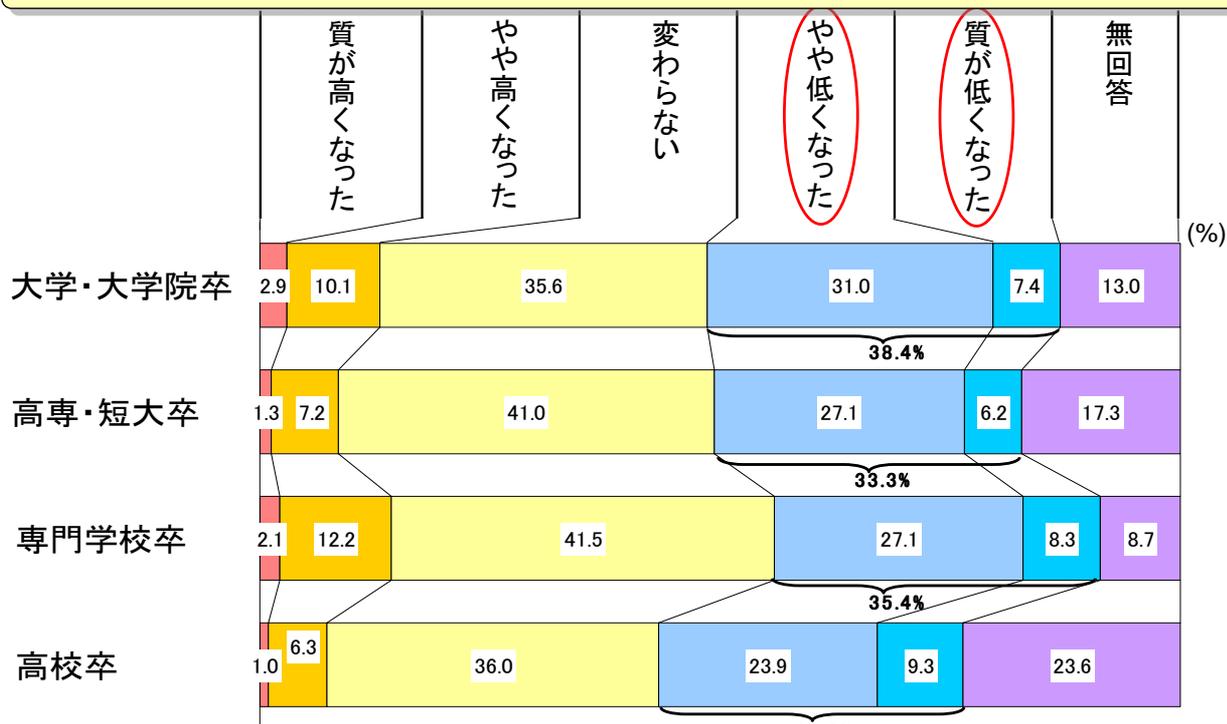
大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す。特に国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するため、専門職大学院等の教育の高度化を促すとともに、各分野の評価団体の形成を促進する。さらに、実践的・創造的な技術者を養成するため、高等専門学校の振興のための計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。

企業から見た人材の現状

○ 企業の人材水準への評価（学歴別）

～10年前と比べて人材の質をどのように評価しているか～

約3分の1の企業が、人材の質が低くなったと評価している。



資料：平成20年3月文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」

体験活動の成果

～兵庫県の中学生対象の「トライやる・ウィーク」を例として～

	中学2年	高校3年
働くことの大切さ、厳しさ、楽しさを感じた	95.5%	86.6%
人の役に立てることに喜びを感じた	83.0%	72.2%
まかされた活動(仕事)に責任を感じた	94.9%	86.5%
失敗しても、最後までやり抜こうと考えた	90.7%	83.4%
将来の進路や生き方について考えるきっかけとなった	62.9%	52.9%
コミュニケーションの大切さを感じた	93.7%	88.4%
保護者や大人の人への感謝の気持ちを持った	83.8%	73.2%
大人の人への優しさを感じた	87.8%	76.0%
社会のルールやマナーの大切さがわかった	91.7%	81.1%
住んでいる地域のよさ、すばらしさを感じた	69.6%	60.5%
自信がついた	77.2%	62.5%
自分の良さに気づくなど新しい自分を発見した	53.2%	46.9%

※数字は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計割合。

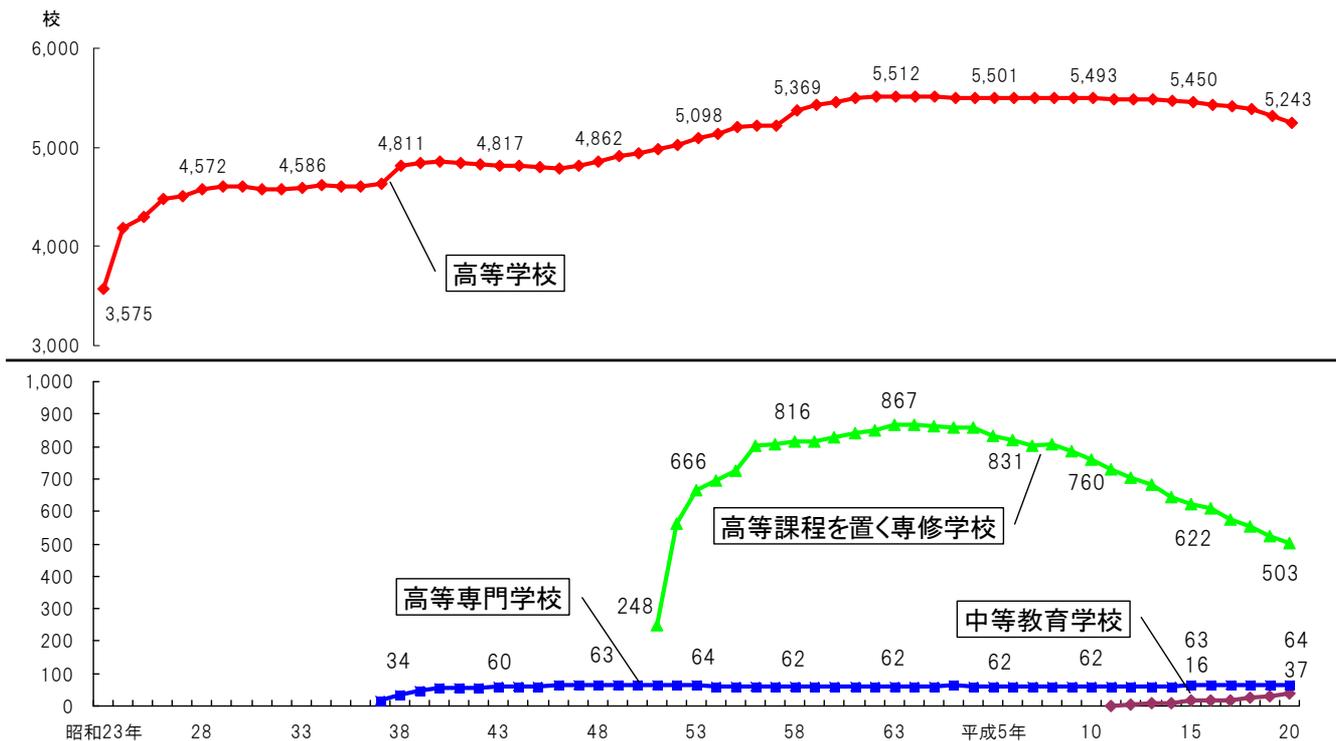
※高校3年の数字は、体験後一定の時間が経過した後の評価。

資料：トライやる・ウィーク評価検証委員会

「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」ー10年目の評価検証(報告)ー」(平成19年1月調査)

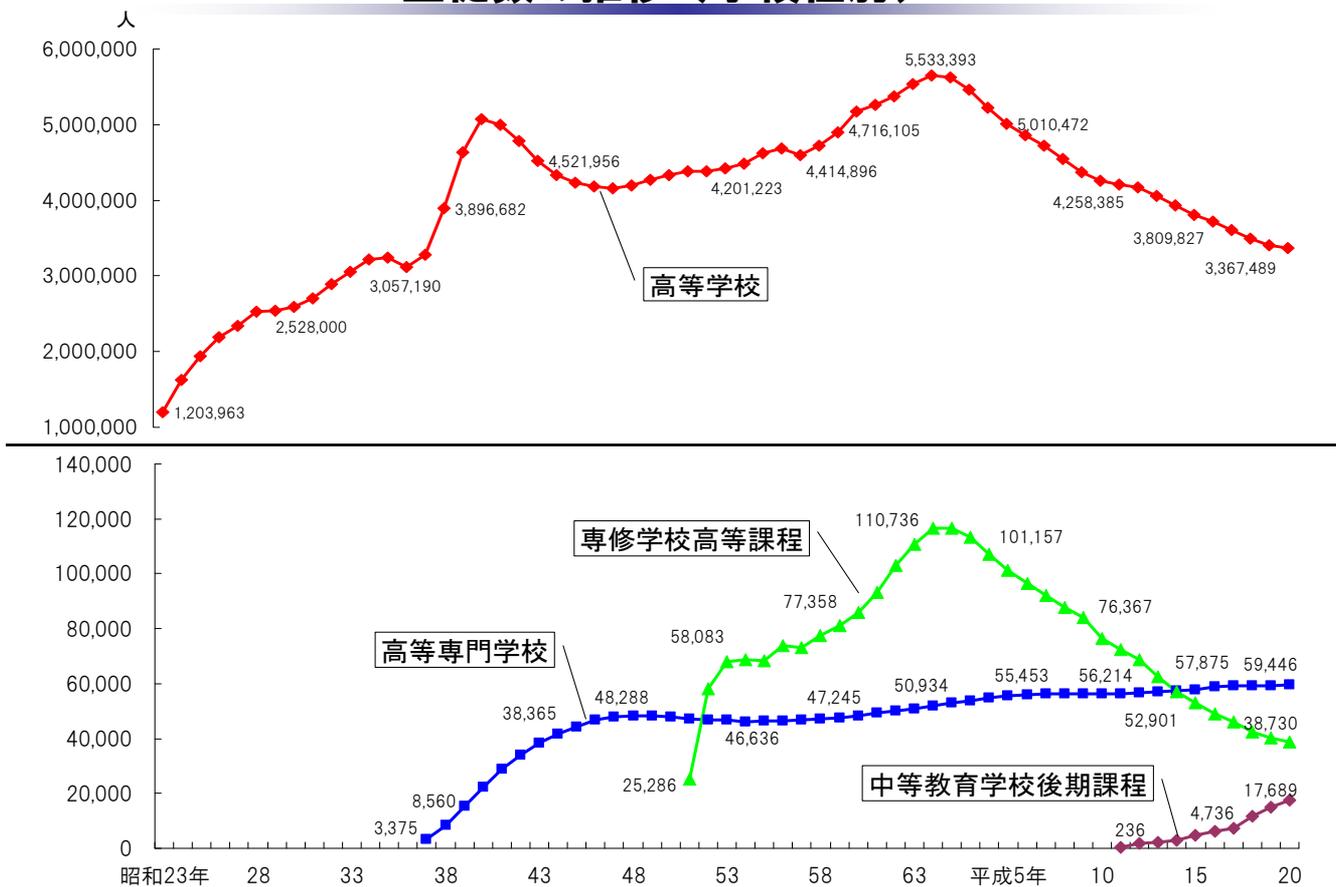
Ⅲ 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方

学校数の推移（学校種別）



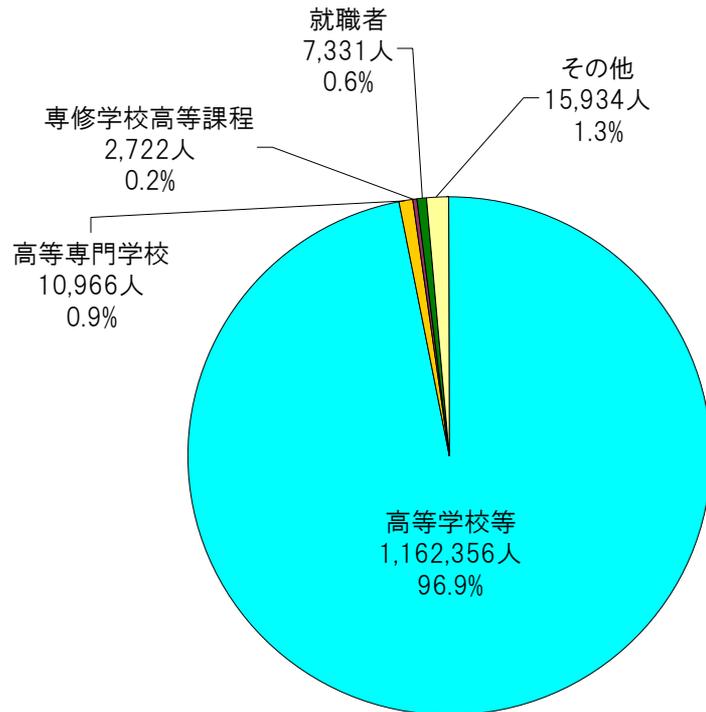
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

生徒数の推移（学校種別）



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

中学校卒業者の進路状況（平成20年3月）



※「高等学校等」には、中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部を含む。

（出典）文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等学校の目的・目標、制度の概要

目的

○学校教育法第50条

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、**心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的**とする。

目標

○学校教育法第51条

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、**個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる**こと。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

課程

- ① 全日制の課程：通常の課程
- ② 定時制の課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ③ 通信制の課程：通信による教育を行う課程

学科

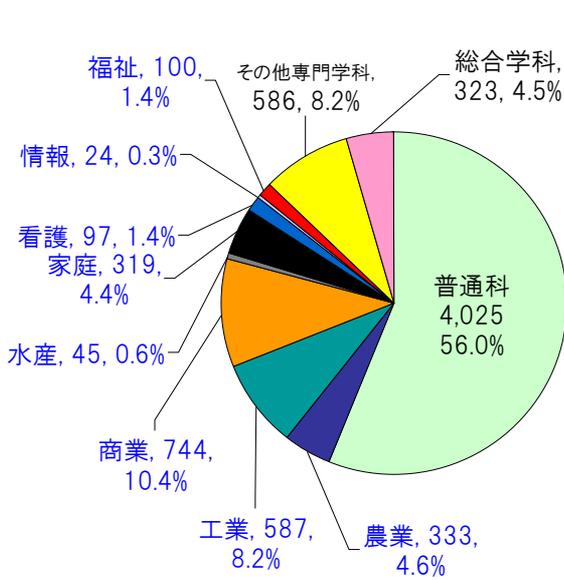
- ① 普通科：普通教育を主とする学科
- ② 専門学科：専門教育を主とする学科（例：農業科、工業科、商業科）
- ③ 総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に行う学科

卒業に必要な単位数

- ① 全学科共通：74単位以上（必履修教科・科目は最低31単位）
- ② 専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上

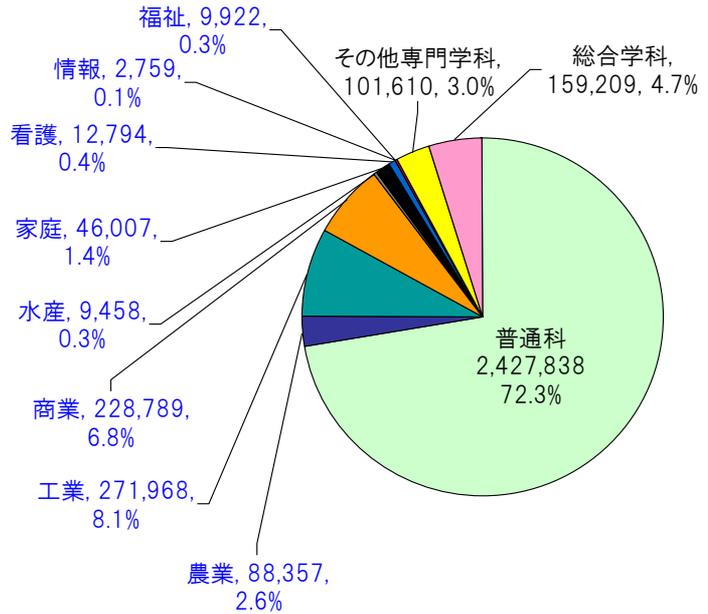
高等学校の学科数・生徒数（学科別）

学科別学科数の割合



職業学科 計 2,249 学科 31.3%

学科別生徒数の割合

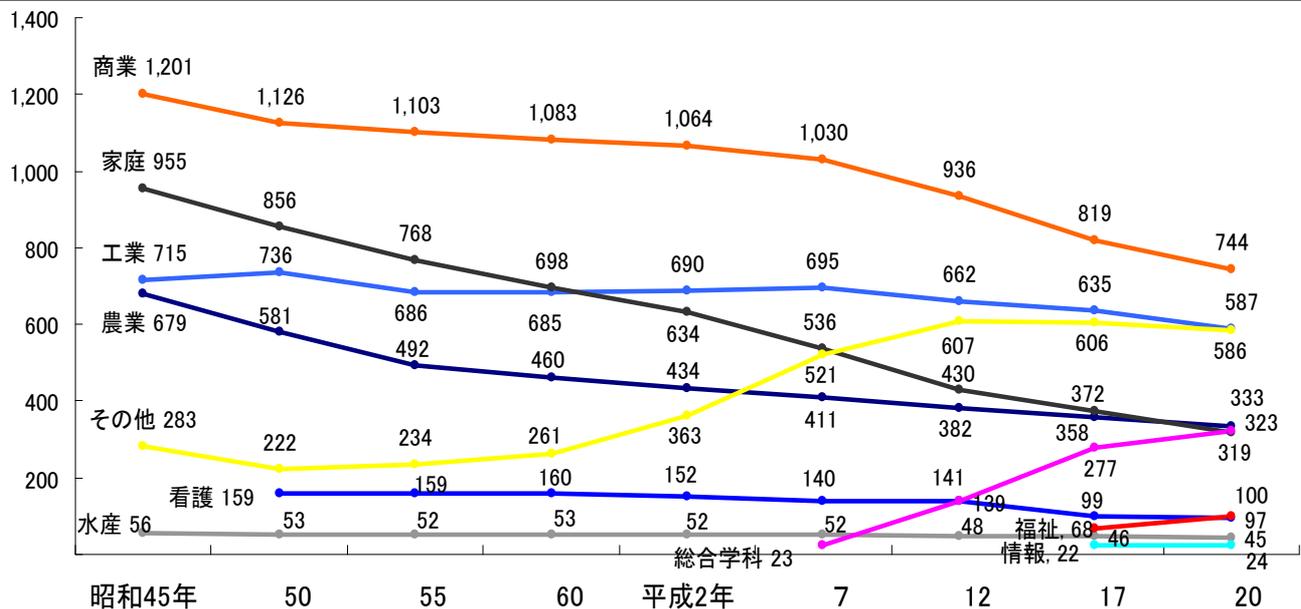


職業学科 計 670,054 人 19.9%

※ 全日制・定時制のみ
 ※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。
 ※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

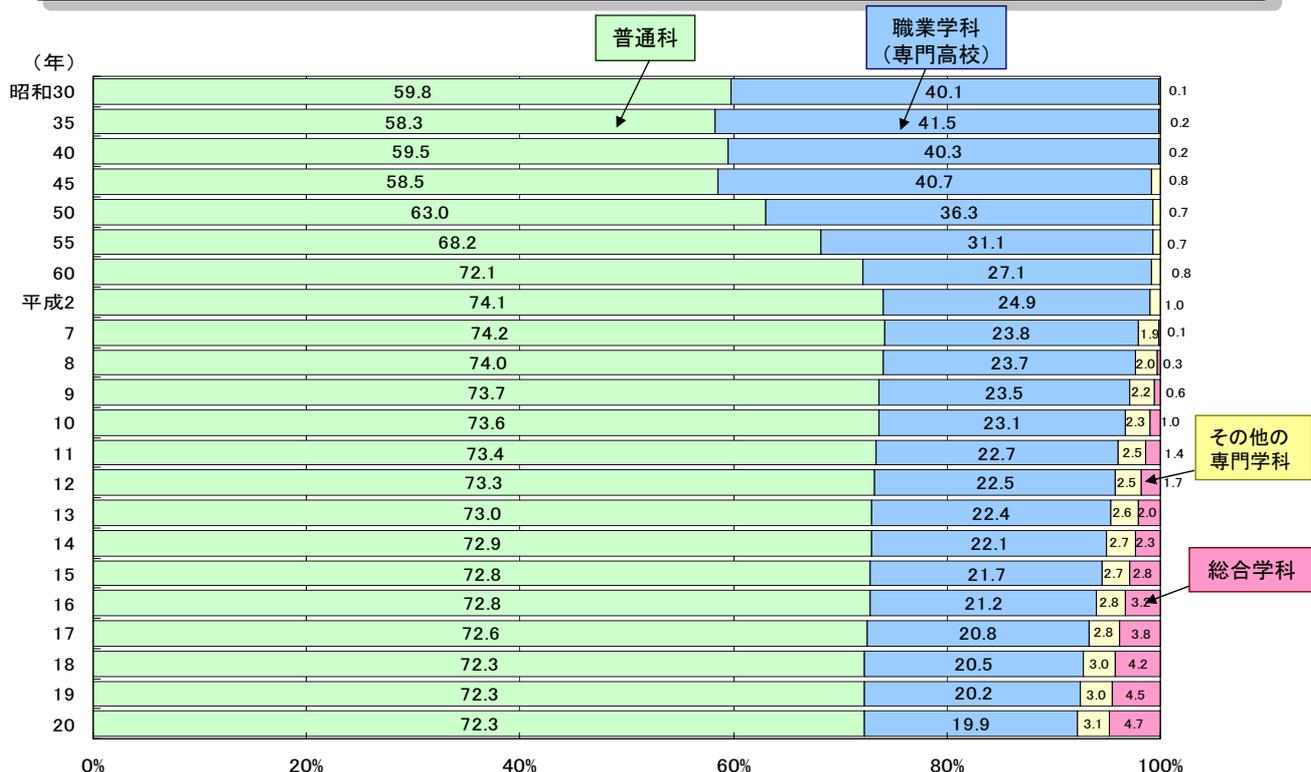
高等学校の学科数の推移（学科別）



※ 全日制・定時制のみ
 ※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。
 ※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。 (出典)文部科学省「学校基本調査」

高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定(約7割)で推移。



※総合学科は平成6年度より導入。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

(出典)文部科学省「学校基本調査」

高等学校専攻科の概要

<目的> 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)

<修業年限> 1年以上

<入学資格> 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

<設置基準>

専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する学校数(A)	4,025	333	587	744	45	319	97	24	100	6,274
専攻科を設置する学校数(B)	4	10	19	1	28	2	76	0	2	142
専攻科の在籍生徒数	176	263	532	36	546	125	6,991	0	32	8,701
設置割合(B/A)(%)	0.1	3.0	3.2	0.1	62.2	0.6	78.4	0	2.0	2.3

(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等学校卒業者の進路状況の推移

